

令和6年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第2号）

1 令和6年3月12日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	上青木 至	1番	閑田大祐
----	--------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	一般質問
第 2	報告第 1号 専決処分した事件の報告について
第 3	報告第 2号 専決処分した事件の報告について
第 4	議案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 5	議案第 2号 損害賠償の額の決定及び和解について
第 6	議案第 3号 広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の

事務委託に関する規約の変更について

- 第 7 議案第 4 号 大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 号 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 号 大崎上島町コミュニティ集会所条例等の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 7 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 8 号 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 9 号 大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号 大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 11 号 大崎上島町営住宅条例及び大崎上島町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 12 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて
- 第 16 議案第 13 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

一般質問第1番目、また今日も1番目でさせていただきます。よろしくお願いします。

ちょっと冒頭なんですけど、今年の初め1月1日に大震災で被災された方にお見舞いを申し上げて、いち早い復興を願うということをこの場でまず宣言させてもらって、質問に入りたいと思います。

質問ですが、施政方針の中でのことについてお伺いしたいと思います。

平成27年3月に策定した第2次大崎上島長期総合計画は、新型コロナウイルス感染対策や気候変動に伴う未曾有の自然災害等、想定外の出来事を経て、来年度の令和6年で最終年度を迎えます。

新年度には、この10年間の事業達成状況を検証するとともに、町政運営の総合的な指針となる第3期長期総合計画の策定を進め、新しいまちづくりを加速してまいります。

このことを前提として、新たな町政運営の下、新年度予算を編成するに最も意識した点は、国や県の新年度予算案と本町の新・現長期総合計画との整合性を基準に、事業を3区分することで、その区分は守るもの、変えるもの、後世に託すものという宣言をされて、町長が施政方針でいろいろ説明していただきました。

その中の、今の3区分なんですけど、守るものは長期総合計画に基づき着実に実施する事業、2番目として、変えるものは国、県の新制度の重点事業等を補完する事業、後世に託すものは1年後の新長期総合計画の柱になる事業とあります。僕も全くそのとおりでと思います。

ただ、この1年間、町長はいろいろ質問させてもらった中での答弁の都度、また車座談義——僕も出席させてもらったんですけど——のときの話の中で、数多く言われる言葉として、第3次総合計画を策定中で、それができるまで待てと聞こえるような答弁を多く繰り返してきました。

僕も含めてですけど、今を生活している僕たち町民が置き去りになっていると聞き取れかねないような話だと思うんですけど、長期総合計画は先10年を見越して策定しているので、その時々々の現状によってブラッシュアップしていかないといけないのは当然だと思いますが、第2次から第3次に切り替わる何年かは停滞さすものと考えているのかと取れるよう

な発言が多く聞けたので、その点を聞きたいと思います。いかがですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えします。

ご質問の、施政方針の中について、現在の第2次長期総合計画から次の第3次総合計画に切り替わる何年かは停滞さすものと考えているのかについてでございます。

今現在の長期総合計画は、残すところあと一年となりました。特に、町民に密着した事業は骨格予算として令和5年度予算とし十分組み込まれ、一般会計で前年度4年度比較で約12%増に及ぶ82億円超えで確実な成果に向けた積極予算とされておりました。

このため、来年度の予算編成におきましては、従来からの継続している事業につきましては、原則この10年の長期計画の総決算として成果を紡ぎ出していく必要不可欠なものと認識しております。

具体的なものといたしましては、地域振興をはじめ各種助成事業、介護予防や認知症初期支援などの地域ケア事業、避難行動要支援者のための支援システムの整備、有害鳥獣対策、農地整備事業をはじめ農業、漁業や商工業の振興支援事業、町道や林道等の維持改良事業、危険建物除去に係る空き家対策事業、消防防災施設機材等整備事業、教育の島として子育てから幼・小・中、高に至る総合的な教育支援など、住民生活に密接に関係する事業展開が何よりも重要と考えております。

その事業等を着実に展開するためには、その執行体制が問われております。昨年4月から大崎上島町政を預かる立場からの実感としましては、合併後これまで20年間、根本的な課題認識が町全体で足りなかったことではないかというふうに危惧しております。

1つ目は、旧3町合併以来、国、県、県内市町との間で予算獲得から制度、事業の共同展開など一体的連携が十分にできてこなかったこと。2つ目は、合併後10年余り、町職員の新規採用停止で定員補充が続いたことにより、組織力や年齢バランスが低下していること。3つ目は、少子・高齢化が進むことで地域の担い手である自治振興組織、区の機能が十分発揮できなくなってきたことなど、事業を推進するための必須条件が危機的状況にあるということでございます。

このため、第1点の国、県、市、町との関係におきましては、市長会、町村会をはじめ国や県による各種協議会、また期成会等の構成員として直接意見交換を重ね、提案と課題整理等を常に行うことで大崎上島町の存在感を高め、関係者との信頼関係を改めて構築しているところでございます。

第2点の、町役場としての組織力については、職員意識改革の一環として、小さいことではございますが、私自ら率先して挨拶を励行することや、職員の接客態度を見直し組織全体のコミュニケーション能力の向上を図っております。また、職員のOJT研修など、部下育成に努めた風通しのよい職場づくりも目指しているところです。

第3点の、自治振興組織、区の在り方については、10月末から毎週1か所車座談義を開催し、区長をはじめとした世話役の方を中心に集まっていたいただき、地区の実態や将来像について意見交換をしています。今、全体36区の半数超えの20か所で実施させていただいたところでございます。

以上申し上げたことは、まず今なすべきことは国、県、市、町のトップ及び責任者との真摯な意見交換と、職員の意識改革をはじめとする職員の意欲、能力の向上、さらに町と住民との接点である自治振興組織の連携協力等が最重要と考えております。

そのため目指すべきところは、まず平成17年度策定の大崎上島町第1期長期総合計画と平成27年度策定の大崎上島町第2次長期総合計画の計20年の計画期間にわたった将来像、海景色が映える町、地域資源を生かした理想郷の実現に向けて、その計画最終年に当たり着実な事業成果の達成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） いつも言うてくれているような、ちょっと抽象的なようなことだったと思うんですが、結果として一番最初に冒頭に言われたように、昨年度の予算でもう第2次は完結っていうような言い方に聞こえたんですけども、そういう意味合いでよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 昨年度予算に基づいて、継続の事業は今年も続いております。その意味で、昨年度示されたものを重点的に今年度もやらさせていただくという趣旨でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、予算のことを言われたので、全体予算、僕も今回の予算の全体を見させてもらって、基本的には確におっしゃられるとおり、昨年度、これまで高田町長時代からあってきた予算をブラッシュアップしながら、そのままの分で変わった部分といえば、シルバー人材センターをつくりましょうという以外のところはおおむね前年度

とほぼほぼ一緒に、それをブラッシュアップした予算だと僕も認識しておるので、そのとおりだと思います。

ただ、この1年間ですが、これは町のせいだけという意味ではないですけれども、持続的に守るもの等を含めてという感じですが、誘致活動、ホテル事業であったりカーボンリサイクル、これは環境省からもとときたものが非採択になってみたり、今年度も野賀のキャンプ場を整備するようになってましたが、もともと高田町長が野賀を整備するという事で、ただ野賀は集客が見込めない、駐車場が少ない等々を含めて、まずは大串からやりましょうってなった部分であったり、先日取り下げてもらいましたが、ふるさと納税企業版をたちまち廃止にするような動きがあつてみたりと、数々高田町政時代というか第2期総合計画時代にいろいろやったものを中止、廃止とか、うまい具合に回らなかったものが数多く見られると思います。

特に、住宅に関しては、先ほど守るものって言われてましたが、今年度初めにああいふ大きな地震がありましたけれども、いつどこで災害が起こるか分からないものに対して、もう10年以上も危険建物として放置されていた住宅の動いている事業を中止する、延期という形なのかもしれませんが、住民の財産、生命を奪いかねないような決定までしております。

いつも町長が言われることを僕聞きながら、全くそのとおりだなと思いつつ聞くんですが、実は蓋を開けるとそうじゃない動きが多々見られる。車座談義においても、地域というか行った場所でいつでもウエルカムでいつでも話聞きます、おるときに聞きますよっていつもこういう場では言ってる割には、車座談義でいつ行ってもちゃんとおるときは聞けるのかなと言うたら、僕は1日分単位で忙しいので会えないかもしれませんとかというのをえらい怒られたりしたことがあると思うんですが、それについても何か、いやその後話をして、もうそういうのじゃなく、次に会う約束をしてるんです、本人に聞いたらそんなことは全くありません、その場でいいことはいっぱい言ってくれるんですが、その実態をというか、行動を起こすことには反対のことを多々してみたり、住民が一生懸命、町の方が一生懸命努力したことを無にするようなことをされてることを数多く見るようになってきたと思うんです。

僕、この1年、最初に町長が当選されたときのインタビューだったと思うんですけれども、私はこの1年、皆さんの話を聞き何もしません、この1年は何もしないと思うかもしれませんが、それから頑張りますって言った、インタビューだったと思うんですけど、

という話を聞いて、またむちゃくちゃ言ようのうとは思ってたけど、ただいろいろ話を聞きながらよくしてくれるのかなという部分があり、ずっといろんな話を聞いたときにも、いや町長はこういう言ったけん、これから考えてくれるよ、これからやるし、人当たりもすごくいいし、いろいろ話も聞いてくれるよって僕自身がそう思ってたので、そうみんなにも言っていました。

ただ、ちょっと変わったのが、今でもそれは思っとるのは思っとる話です。なんですけど、ちょっと変わったのが前議会のときにふるさと納税企業版を廃止する、これは公金だからやめるんじゃないかみたいなことを言われちゃったときに、あれはあくまでも国民の方がその事業をされる方に対して賛同を得たお金を税金として払ってくれて、その中から5%を町に還元して事務費用等々を払うわけで、公金というよりは国民のお金を事業に反映してもらえるようなすごい事業だと思うんですけども、それを否定されたときに、あら町の人に視線は行ってないんじゃないんであろうかという疑念が湧きまして、ちょっとそれから、今いつも言われているいい話にちょっと疑問が湧くようになってきたのが事実なんです。

なので、今回の施政方針の中でも、これ言われとることは全くそのとおりだと思いますし、そのようにしてもらわないと、今後町の町政の長として引っ張ってくれるには難しい町、寂しい町になってくると思うんです。その辺についていろいろ考えて動いていただきたいという、これがちょっと僕の気持ちの部分です、の上でちょっと聞いてみるんですけど、今いう事業もやるやらんでいろいろ言われると、当然財源が必要だと思います。人がたくさんないと難しいと思います。

今回、先ほど言われた来年度の予算で、新聞報道等々にもありましたように、8%減でいろいろブラッシュアップしてきたんじゃないかというのが報道にもありましたが、現実今年度の事業の中で、環境衛生組合に対する負担金、焼却場の建設が終わりましたんで、そのお金が3億円程度、木江の住宅、これを延期しましたので3億4,000万円程度ですか、あと西野にある排水設備の事業で1億3,000万円程度でしたか、削減されたと思うんですが、それを足して実質今年度予算って、削減されたというて表に出されてますけど、実際に下がってますか。実質的な部分で下がってますか。僕は数%上がったんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問にお答えします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、令和5年度の大きい大規模事業といたしまして、広島中央環境衛生組合の負担金が、おっしゃったとおり約3億1,000万円、公営住宅建設事業が約3億4,000万円、西唐樋の排水機場の建設事業費が約1億3,000万円が令和5年度の当初予算に計上され、この事業は完了もしくは延期ということで令和6年度予算からは落ちております。

それを令和5年度予算から落としまして、それで比較しますと、水橋議員がおっしゃったとおり、前年度と比較いたしますと約1%の増の予算となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 実質はそんなに大きなお金が上がるとるわけじゃないのかも、パーセントでいえば。ただ、今は町の財政って、以前僕が議員になった頃からいうと、財政調整基金ですか、調整していくようなお金も激減して、今年度に至っては今まで20億円を超えてあったのが13億円ぐらいの見込みになるんですか、とか、もう財源もすごく激減しています。

その中で、いろいろ予算を決めていくにはなかなか厳しいことはあると思いますが、今現在僕たち、後ろに傍聴に来られとる方もそうですが、町民の方みんな今を生きる人たちがいるんです。それを、長期総合計画ができた頃から言っちゃったんで、当時は2年後の話だったですけど、できて、その中身を持って検討し事業をやっていきますという答弁を数多くしてきたと思うんですが、そうすると最低でも当時、今これからいうても1年後、そこから検討をという、やりますってなったときにさらにそれを計画に乗っけていくってなると、1年や2年じゃできないですよ。

何でもかんでも、今道路等々を含めてもそうですし、建物を建てる等々、全て箱物に対して、お金がかかるものに対しては当然財源が必要になってきて、計画があってそれを国や県等からの補助等をもらいながら進めていく上で、町がやりますというて決まったことに対して、やりたいと思ったことに対して、それが実現できるのは、今現状町の事業を見ている、来年できたからすぐできるわけじゃないんです。

ただ、この3つの区分の中で、後世に託すもの、変えるものというのがありますので、これは当然先を見た上で動きをしないといけないのも中には当然たくさんあると思いますが、実際に今現在住んでいる僕たち、みんな町民の方含めて、これから近いうちに将来島に来てくれる方々を含めて、その人たちの生活を守っていかないといけないのが僕達この

行政に携わる人間だと思うのですが、まだやっぱりこれからも答弁の中で、全てじゃあ当然駄目だと言うつもりがあるわけじゃないですが、長期総合計画にのっとして、それも第3次長期総合計画にのっとして町政を考えるという答弁を、まだ今後も繰り返すつもりでおられますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

まず、冒頭におっしゃった、私があらゆる事業を要するにノーと言っているということについてお答えしたいと思います。

私は、自分1人の判断でそういうことはしてると思ってるつもりはありません。水橋議員がおっしゃるブラッシュアップということは、つくるものも、逆に止めるものもブラッシュアップの中で当然出てまいります。止めるもので私が信念として思っているのが、例えばカーボンリサイクルの関係で提案していた企業、これが地域のことをどこまで考えてくれているか、そしてまた国やいろんな関係者とうまく協議をしているかという意味で、何も私がそれにノーを言ったのではなく、その審査をする国自体がそのような条件を満たしていないということで、今回は町に対して申入れがあって、ある程度地域の方とも話をしつつあったものですが、そういう中でそういうものが決定されなかったと。

それと、ふるさと納税については、何も個々の団体がという言い方は私は一つも考えて、そのようなことを意図として制度をとというふうに言ったことはなく、要するにふるさと納税をどうやって増やしていくかといったときに、個別の企業、団体というよりも事業内容、これは何度も申し上げますけれども、長期総合計画の中で事業のたてりをもう一度見直すという時期と合わせて、もう一年をかけてそれを検討をするという形で、個別の問題として捉えるのではなくて、将来この10年計画を考えるというのは、この厳しい予算の中でその貴重な財源をどう使っていくか、そしてまたそれが持続可能であるか、一時的なもので単なる、住民にとってそれを一緒になってやっていけるものかどうかという視点を持って私は判断をそこに加えさせていただいているにすぎない。

逆にそれは、町民ともう少しよく協議をしながら進めていったほうがいいのではなかろうかということで、中止という形は一切言っていないと思います。ですから、見直しをするように考え方をもう一度町民と合わせて整理していこうという判断の下で延びているというものがほとんどだと思っています。

ですから、そこについては長期総合計画の中でちゃんと判断をした上でご提示をしてい

くという意味で、何も私が個人的な考えで物事を進めてるということは、冒頭何度もおっしゃったことはごもっともといったところは、私の本心としては全くどのことを考えるに当たっても首尾一貫してお答えさせてもらっている状況でございます。ですから、それを捉えられた方のお気持ちもそのようなことをというふうにあったかもしれません。しかし、それは私の本意では全くございません。ということで、そのブラッシュアップというところをどういうふうに捉えるかというところの違いだというふうに思っております。

議員がおっしゃった質問、予算のこともございましたけれども、それも含めて皆様方に、また議員のこうやった形で委員会を通じてその議論をしていただき、そしてこの町にとって一番いい方法というものを考えていくという姿勢には何ら変わりはありません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、カーボンリサイクル、ふるさと納税等のことについて、予算も含めてご答弁いただきましたが、カーボンリサイクルももう先ほど言われたように環境省から採択という決定が下されました。それまでの経緯も、当然僕もいろいろ確認させていただきましたので、今の谷川町長が言われた以外の部分も当然あったんじゃないかと推察しますが、それはもう言うた言わん等の話をしてもしょうがないので、これ以上質問として追及することはしません。

また、ふるさと納税についても、これはもう取り下げてもらったので、大きく話として持ち出す話ではないですが、このふるさと納税に関しては僕も町長に、これはちょっと暴論でしょうという話をしに行ったときに、町長ははっきり僕に、企業に出しとる、これは公金を使つとるでしょう、だからこの要綱をやめるんです、要は廃止ですというのと一緒です。

ただ、今さっき言われたように、それも今後長期総合計画にのっとってやります、一緒に考えていきますということは、あれは12月定例だったと思うんで、1年半近い間の空白期間をつくりますって言い切ってたのと一緒で、その間は中止するというのと一緒なので、実際に今さっき言われたように住民に向けて事業をいろいろ展開する上で、その要綱にのっとって事業をやっていくことに対して賛同を得た方々からいただいた大きなお金だと思うんですが、それをなくすということは停滞さすという意味合いでしかないと思うので、結果そこをもって取り下げただけなんだと僕は認識していますので、それを大きく批判をするつもりはないですが、そういう部分として今まで高田町政が、今さっきの

話でいうと、話し合いもしなかったように聞こえてしまいますが、実際にしっかり話し合いをして、その議会でもこういうのがあるじゃろうと説明もしていただきましたし、それに僕らも賛同させてもらってあの要綱ができたという僕は認識がありますが、それを急に途中、一番最初冒頭に言われたように空白期間があるんですか長期総合計画には、という空白期間をつくるようなことをする必要は僕はないと思うんです。

その中で、今言った予算の部分になるんですが、今現状で財調も減ってきて、税収もどんどん減ってきて、この税収の中には人口減も大きな要因の一つだと思うのですが、おとしでしたか、7,000人を切りましたという報道がされたと思うんですが、今現在が六千八百とか七百とかだったと思うんです。の中で、出生数もここ近年、20半ばから30半ばぐらいずっと推移してたのが、去年、今年の見込みと10名程度、十二、三名とかっていう人口がもう劇的に減ってきて、この現時点において停滞さず、後戻りするのはなしだと僕は思います。

の中で、最近ニュースでちょっと見たんですが、千葉県の流山市、ちょっと市名がうそだったらごめんなさい、首長が替わって子育て世代の方を呼び込む、子育てに対してすごく充実さずって頑張った市があって、この6年間、人口増日本一という町があります。やっぱり守るもの、これから先を後世に向けて考えるものっていうのは当然あると思うんですが、それに向けて人口を増やしていくっていうのも当然この町政の中で、もしくは最悪でも歯止めを利かすというのが町政の中では大切なことだと思うのですが、の中でですけど、今人口のことにちょっと触れさせてもらったので聞くんですが、今実際にこの数年で——急に人口を振ったんで数字が分かる範囲でいいんですが——どういう人口、全体的にどのぐらいの人口が減ってきているのか、もし分かれば教えていただけないですか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

住民基本台帳上の人口、平成15年9月30日現在では9,790人でした。令和5年9月30日現在では6,912人ということで、2,878人の減となっております。この20年間の間に、広島商船、叡智学園、学習交流センターの生徒さん400名程度の転入がございましたが、いわゆる社会動態、転入転出については、社会増減はほぼ横ばいの状態です。

自然動態につきましては、水橋議員のおっしゃったとおり、出生数が40名からここ二、三年は10名程度、それに対して死亡者は130人から190人ということで、自然

増減の人数が100人から200人ということで、毎年それぐらいの人口減少がござい
ます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、人口についてもすごい数が毎年毎年減ってきてるのが分
かったと思うんですけども、この数というのが5年に1回の国勢調査等々で人口の報告があ
った人数に対しての1人当たり幾らという交付金がいただけると思いますので、町の予算
に直結する人口だと思うんです。

実際に、今、学校の生徒が400人程度増えましたという話がありましたが、この人口
に対しては、卒業したらまた入学してくれることを前提に考えると、人数の変更は今後も
定員減、定員割れがない限りはないんだろうとは思うのですが、実際に生まれてくる
方が少ないということは、働き盛り、一生懸命働いてくれる若い世代が少ないというこ
とに直結する部分だと思うんですけども、この今、守るもの、変えるもの、後世に託す
ものという部分でですが、町が向けて人口を歯止めをする、これから増やしていこうとい
う部分に関しては、住むところがまず一番ないと人は住めません、また働くことがないと
御飯が食べられません、生活ができませんという意味で人口をとどめるためには建物とい
うか住む場所、働く場所、企業誘致等を含めて大変必要なことだと思うのですが、こ
の件については特に民間の方がよくいろいろ動いて、民間の企業が来られて、町もその民
間企業と協定を結んだり今年度はしたと思うんですけども、その辺についての積極的な
態度というか、積極的な思いっていうのはどういう思いがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

今ご質問いただいた、個別の企業で協定を結んでいる企業があるというふうなご指摘を
いただいておりますけれども、これは実際、今後長期総合計画を考えるときに力になって
いただきたいという意味を含めてお願いをしております。

個別には、それぞれの業態のそれぞれの分野で、専門性の部分で非常に力になってい
ただけるといふふうに、企業のほうからもぜひ何か提案できることがあるかもしれませんと
いうことで、これからその調整を始めていこうとしているところです。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、第3次長期総合計画に反映できるよう
な形で、それをまた町民の皆さんにもお示しできるようになってくるようになるかと思

います。今はまだ、これから調整をして一緒に考えていくときに力になっていただきたいということでの協定の始まりでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、その第3次長期総合計画っていうのはこの先の話なんで、これに向けて後世に託すものが一番重きを持ってやっていくことだと当然思うので、あまりここで大きく質問してもたればの話になってしまうので、もう町を引っ張っていただくためにできる限りいいものがあり、またできてブラッシュアップしていきながらよりよいものにしていただきたいという期待を込めて、第3次にはすごく期待しているところではあります。

の上で、一番最初の冒頭の質問に戻りますが、第2次総合計画、あと残り1年となりました。端的にですが、これってもう10年で、2次のものに関して、引き続きやらないといけないものがある部分は当然ですが、成果をしっかりと出し切ったと思われてますか。だからこそ、この空白期間をつくるような答弁が増えてきたと僕は逆に思っているんですが、その辺はどのように感じとってですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えします。

今の2次長期総合計画ではございますけれども、その10年前、さらに10年前の1次長期総合計画と同じタイトルで20年続いて、今この継続事業が合併20周年を迎えたこの今、そこまでの効果的なものも含めて、いろんな分野を丁寧にやってきていただいた成果が着実に、例えば教育の島のところなんかでも出ていると思っています。

その状況ではございますけれども、次の長期総合計画を考えるに当たって、コロナであったり、この間の能登半島地震であったように自然災害というところとかも、当時20年前に考えてもいなかったような課題というものが、今、地球温暖化の部分も含めて時代の転換点という形になってきているというふうに、国のほうも今非常に事業をどう展開するについては悩んでおられるときで、当然、我々地元を抱える基礎自治体も悩んでいるところという意味で、次の1年かけてという意味では、実績ももう一度、これは10年ごとではございますけれども、実証を、検証をして、次に足りないものをどうするかというふうと考えていくというのが長期総合計画でございますけれども、その10年先を超えた先のことまで見なくちゃそれがなかなか続かないという、非常に切迫をしている今社会情勢だ

というふうに認識しておりますので、何をしていくかという特に長期的なものを考えるに当たっては、非常に慎重にというか、非常に悩んでいるところだと思います。

そういう意味で、時間をかけて丁寧にやっていって、皆様と相談をしながらという形で、議会はもとより町民の方とももう一度話を深めていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今のは、第3次長期総合計画に対する今の第2次のまとめの思いじゃという意味ですか。その上で、今先ほども言われましたように、議会も含めて町民も含めて話をさせていただきたいという話を今していただきましたが、今この1年間で個別に議員としてはいろいろ僕もお話しさせてもらったことは当然ありますが、今言う車座談義のときも、地域の代表なのでその方々と話をさせていただきたいから、他の一般住民とは話をするのではなく、区長、班長たちとお話をさせていただくんですという議会答弁だったと思うんですが、前回あったと思うんですけれども、順番を追ってやっていきたいんですという答弁をそこでしていただいたと思うんですけれども、今、先ほど言われたように議会とも話をしって言った部分ですが、まだこの1年間、議会と話をさせてもらったことが、そういう対話としてはまだ一度もないんです。

議員個人としては当然あるんです。議会としてこういうこと、今の話でもこういうことをやっていきたいですよ、雑談としてこういう車座談義のような形で意見をいろいろ吸い上げましょうという意味での対話というのは、ただの一度も多分まだ今もってないと思うんです。

そういう意味で、いろんな個人の意見、例えば僕と町長との個人の話でいろいろ意見はさせてもらったことはあるので、個人とは当然何回も言いますけどありますが、議会全体としてこういう対話をして、車座談義でもこういう話をしたんですとか、決定をしたんですという説明はされてましたけど、議会としては話を多分一度もしたことないと思うので、そこもぜひしていただければありがたいかなと思う部分と。

第2次総合計画に対して振り返り、確認してどうだったか、それを基に第3次も決めていかにゃいけん。まだ第3次長期総合計画第1回会合があっただけなので、まだまだこれから内容ももっと煮詰まっていく部分だとは思いますが、一番最初に言わせてもらったように、言うのは言っても結果としてそれが表に出なくて違う形で出てくるんだと、あ

まり意味のないものになってくると思うんです。

その中で、多大な期待をしておる部分ではあるんですが、町長の僕は長所だと思う、にこやかに誰とでも接しれて、明るく対応ができていろいろ話を聞いてくれる、この長所を十分生かした上で、今後もそれを発揮して、それが形になっていくことを願っていますが、それについてどう思うというたらおかしいですね、僕の長所と思う部分ですが、自分自身の長所としてこれからどういう姿勢で、町民もそうですしこの議会でも答弁、お話をさせていただきますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 町民との、それ以上に議会との関係というご質問だと思います。

1年携わさせていただきまして、もろもろの会議に出席をさせてもらってます。

ただ、その会議の中で、例えば今の長期総合計画をつくっている会議の中には、議員からも代表して数名の議員として出席もいただいております。その中に私が加わっているかというのと、副町長がヘッドでやっている場面、この大崎上島町のこれまでの20年間というのは、町長がその会議に出る、諮問を受けるからというのはちょっとその中に入っていくというのは非常に難しいんですけども、そうでない機会でも町長がもっと中に入って一緒に議論をさせてもらう機会があってもいいんじゃないかというものもあつたりします。

いずれにしても、議員個人というよりも、その会議に議員の代表としておられる方が出席しておられる会議というのはたくさんあって、その中で町の今、副町長以下の部分の会議が多いとは言いましたけれども、そういった状況の話は私のほうにも報告があつて、かつ私が場合によってはオブザーバーとして出席させてもらつてということで、その意見をお互いに整理をしていくという意識を持って対応をしつつあるというところではございます。

ですから、公式的に町長が全議員の皆さんと一緒に何かをするというのは、一番はこの定例会であり、そしてもろもろの委員会でありという形が公式のものだというふうに理解しております。その中で、どういうやり方があるかというのは、逆に議会としてご提案をいただいたら、私としてもその責は果たすことは十分できると思っております。

いずれにしても、制度が今のままだと、そのような中で個人対個人ではお話しはできるけれども、それぞれ難しい状態があるというふうなご指摘だったと思うんで、そこについてはまた町政の中で、私がどのような形で場を出させていただけるといふところも含めて検

討させていただくことはやぶさかじゃないところではございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、僕が言うた町長との議会との会話がないうえ、議会という言い方した僕が悪かったんかも分かんませんが、公式的な話じゃなくて車座談義のときの町長が言われた目的は、そういう公の場を離れた上で、雑談的に腹を割った話がしたいとおっしゃられたと思うんです。公式の話をしに行きよるんだったら、今行きよる車座、今言われた答弁のとおりだと思うんですけども、公式の思いじゃなくて僕の思い、本音の思いをいろいろ聞いた上で、それを公式的な話にも乗っけていって、町に対するプラスになるようなことをしていきたいという意味で僕は受け取ったんですが、それは議会に対してはそういうつもりはない、公式的な対応で考えますという意味ですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 制度的なことで申し上げますけれども、やっぱり議会と執行部という意味では、やはりはじめが要るという部分はございます。今までいろいろな中で、夜の宴席という部分で、ここもう40年来そういう課題で世の中そういった宴席はなくすようにというふうなことが出てまいっております。これが、やはりどちらに軸足を置くかという意味では、その制度的なものというところがどうしても国民、あるいは県民、あるいは町民、村民という立場と議会と我々執行部との関係というところは、こういう公式の場でやりましょうという部分とは違う部分があるかと思ってるんです。

ですから、繰り返しにはなりますけれども、その制度の在り方というところをちゃんと踏まえた上でどういう接し方をするかということは、個々に相談をする余地は、意見交換という意味では十分あると思っておりますので、そこら辺は制度をまず前提とした上でということをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 分かりました。

じゃけ、個々とは腹を割った話もさせてもらったことがあると思いますので、腹を割った上で、その制度は関係ない上で、いろいろ対話はさせていただけるけど、議会の人たちとの今の車座談義というような関係性での会話はできないという意味で受け取ります。

の上ですけれど、これだからだらずっと言っても仕方ない部分なのであれなんです、先

ほども人口の件だったり財政の件だったりいろいろお話しさせていただきましたが、結果として僕が一番思うのは、やっぱり町民のほうに視線を向いてほしいです。一生懸命いろいろ説明していただけてますが、結果として端的に答えをいつもいただけないので、何が言いたかったんだろうという意見をよく聞きます。僕もそう思うこともなしとは思いませんというか、そう思うことはあります。

結局、質問して聞いたことに対して回りくどくいろんな、国会答弁のように回りくどく言うて、結局答えが何だったんじゃないかと思うことが多いので、やっぱり町民の視線に対して町民の方にどのように思っているかというのは、端的な部分でこれからも答弁をしていただきたいとお願いをして、質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 本日は、2問一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

まず1問目ですが、新年度の農業振興策の概要はということでございます。

町長は、施政方針の農業振興策において、安価で自家施工できる足場管代用の農業ハウスを普及するため、建築技術等の研修を行う事業の予算計上を表明されておりますが、その概要についてお伺いします。

まず、1つずつ質問させていただきたいと思います。

事業の概要と研修の方法はということでございます。当事業の目的は、農業者が研修として足場管ハウスを建設し、建設に関する知識や技術を向上させることであります。また、建設後はハウスの耐候性など確認を行い、足場管ハウスの導入の可否を探るものであります。研修は、対象として農業者のどのような方を抽出し、誰が建設の指導に当たるのか、また建設後のハウスの耐候性などの確認についてはどのように行うのか、また広島ゆたか農協との協力体制はどのように取っていくのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 尾尻議員の質問にお答えします。

農業振興対策として、広島県技術センターでも行っている足場管ハウスの研修を、町が主体となって農業者と実証実験を行っていきたいと考えています。

事業の概要としては、農業者が研修として足場管ハウスを建設し、建設に関する知識や

技術を向上させる、また建設後は耐候性などの確認を行い、低価格な足場管ハウスの導入の可否を探ることです。

研修方法としては、1棟の足場管ハウスを見本に町が建設し、その後、もう一棟を研修者が見本を見ながら建設する方法です。農業者が自ら建設することにより、耐候性や建設に関する知識や技術の向上を目的としております。

質問にあった、誰が講師としてやるのかという点なんですけども、これまでも農業委員会の後、ハウスを持っている方々といろいろ研修をしております。また、職員も県の技術センターのほうに行って、2日間かけて実際に建ててみたりして研修も行っております。そういった点と、あと技術センターのほうもフォローをしてくれるという点もありますので、農業者、町の職員、県の技術センターを講師というか、先頭に立って建築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 建設後のハウスの耐候性などの確認についてはどのように行うのかということと、広島ゆたか農協の協力体制については、ちょっと質問をあの、聞いてないんで、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） すいません。

耐候性などの検証は、実際に農協とも技術センターのほうに行って一緒に研修をしますので、一緒になって技術センター、農協、町の職員になって耐候性等を検証していきたいと思っております。

ただ、ハウスもいろいろありまして、レモン、果実、トマトとかいろいろあるので、その分野の方に先頭に立ってもらって、これはいけるのかどうかというのは検証していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） それでは、ちょっと分かりました。

2項目めをお願いします。

質問で出していた、何棟のハウスの建設を行うのかということではありますが、さっき聞いたように2棟を行うということで、これ私が質問を出した後、ちょっと全員協議会でお聞きした内容でお伺いします。

4メートル掛け15メートルのハウスを2棟建設するとのことですが、予算は600万円程度を計上されております。1棟が300万円程度で建設できるのでしょうか。また、ハウスの規模が小さく家庭菜園で活用する程度の規模であると思いますが、農業生産に係るハウスとしてはもっとサイズの大きいものが必要なのではないのでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 予算に何棟のハウスを建てるかという点で、先ほど説明させてもらった2棟建設の原材料を予算要求させていただいております。

理由としては、4メートルの15メートルのハウスを建てるんですけども、耐候性とかの検証でありますので、長さはそれほど必要じゃないんじゃないかというようなところで要求させてもらっております。

まず、このハウスが耐候性と技術を研修する実証実験の予算要求でありますので、1反程度のものを建てて、中で例えばレモンを植えて、そのレモンがハウスでできるのかっていうような検証ではございませんので、長さは必要ないのかなという点で1棟300万円程度の予算を要求させてもらっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） それでは、次の項目をお願いします。

資材の助成等も行うのかということですが、今回は研修としてハウスの建設を行うだけでありますが、今後導入を行う場合は資材等の助成は考えているのかということでございます。

また、同事業に対して国、県、農協等の助成施策はあるのか、あれば施策の内容はどのようなものか。また、現在は施策がない場合は、今後助成施策の開始は見込めるのか。

以上、助成についてお伺いします。

今、試験用のハウスを建設する、実証用のハウスをつくるということで、この辺は次の段階になると思うんですが、今の目的としては将来的にはハウスを増やしていくようなことを考えられと思うんで、この点についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 資材費の助成も行うのかという質問ですけども、まずは耐候性などの検証が分かれば資材費の助成も検討していきたいと思っております。

また、どのような支援ができるかという点で、今県と協議中でございます。今ある制度の中では、短期的には補助制度があるんですけども、継続的にできるようなものではないので、ちょっとうちが考えているような補助制度ではございません。だから、今この令和6年度に実証実験をさせてもらっている中で、県とも協議しながら、どういう支援ができるのかというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） それと、4項目めなんですけど、新規就農者も大分出てきているようなんですけど、この方も今回の対象として行うのかということをお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 新規就農者も対象とするのかという質問ですけども、資材費の助成と同様に、今後補助対象者の範囲についてもちょっと県のほうと検討をしていきたいと思っております。まだ補助要綱等ができてませんので、新規就農者も対象にはしたいと思っておりますけれども、今後検討していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 今回の事業は、農業振興に係る新事業でありまして、建設用足場管を使用して自家施工も可能で安価に建設できる農業用ハウスの建設に係る研修事業であります。

今後、同事業を導入する場合は、建設場所の確保として農地の集積、荒廃農地の活用等の施策も必要であり、また従来の農業ハウスより安価ではあるが、それにしても高額の投資が必要となるもので、資材等の助成等も必要と思われれます。課題は多いですが、今回実証実験を行って、農業振興策として前向きに検討中の上、振興策を進めていただきたいと思います。

以上で1問目は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） それでは、2問目についてお願いいたします。

質問事項は、ごみの不法投棄防止への取組はということでございます。

ごみの不法投棄が島内の様々な場所に見られ、大量に集積しているところは見られませんが、不法投棄も増加しているように思われれます。不法投棄防止は長年の行政課題であります。取組を強化することが必要であり、下記についてお伺いします。

不法投棄が見られる主な場所はどのように把握されているでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） それでは、尾尻議員の質問にお答えいたします。

不法投棄が見られる場所なんですが、町内には大小含めかなりの場所があります。その中でも、重点的に県、警察、消防、保安庁などの関係団体と連携して合同パトロールで監視している場所があります。町道沖浦本郷線の王子の滝付近、東野地区農道外表方面の道路下、明石地区旧県道沿い、八木農道沿いとなっております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 今、合同パトロールの主な場所を聞いたんですけど、この不法投棄に対する現在の対策はどのように行っているのでしょうか、今のパトロールの件については結構でございますので、防止標識とか、王子の滝の上部の道路の横には防犯カメラも設置していただいております。この効果等はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 防止対策ですが、これは各区長から要望があれば不法投棄の現場周辺へ行って、その現場を見て警告の看板を設置します。

今、尾尻議員が言われたとおり、町道沖浦本郷線、王子の滝付近には、本庁で1台購入しました監視カメラを設置しております。この監視カメラも、撮影できる範囲はもう全然抑止力というか、ごみの不法投棄が最近は見られておりません。ですが、そのカメラの撮影箇所以外の前後、こちらのほうは状況は変わらず、量はそんなにはないんですけど、やはり不法投棄というのが見られているのが現状であります。

そういったところが一番課題であって、やっぱり看板等を設置すればそこが増えることはないというような状況であります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） さっき防犯カメラのついてるとこの下部のほうの、王子の滝の下の付近です。ちょっと昨日行って私もどんな状況になっているのか見てみたんですけど、やはり防犯カメラの設置したところからのあれはないということによろしいでしょうか。

それにしても、防犯カメラのついてないところから何件か、掃除したら解消できるようなそう大量なものはなかったですけど、やはり不法投棄されとる、何でこんなものがごみのステーションがあるのに捨てるかというようなあれもあるんですけど、やはりかなりのもの

んが捨てられております。ここらは、やはりなかなか、今、下のほうはちょっと道がずっとずったりして、中へ下の入れられなくなっているようになってるので、大きな投棄は見られなかったです。

それで、今さっき防犯カメラの件についてはこんな状況があったんですが、区長からの要望とかそういうのはどういうふうに対応されているのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 区長の要望というのは、各区を代表して、住民の方が直接私のというんか、保健衛生課に言うてくるんじゃないかと、今行政のシステムとして区長を通して一応要望書という形で上げてくださいますよということをしてますので、ですからその区に不法投棄等があれば、その区民の方が区長さんへ連絡して、区長さんが代表で要望書をうちのほうへ上げてくるというようなシステムで行っております。上がった件に関しては、うちが現場を確認して看板の設置、もしひどいような状況であれば関係各課、建設課とか地域経営課、あとは警察とか保安庁、こういったとこと連携を取りながら対応してるところであります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。

これからのあれですが、今やっぱり幾らかは不法投棄があるわけですね。ここらの整理なんかはどのように考えているのか。今、八幡神社の下のほうの河川の横、あそこらはかなりな不法投棄がちょっと見られるようなんですけど、今やはり前はボランティアの方が活動などをしていただいて整理をしたりもしてたんですけど、今の現状はこれからはどうされるのか、ちょっとお伺いします。

不法投棄も、少ないうちに対応しとったほうが、やはりきれいにしとったところへはもうごみは捨てないということがあると思うんで、その点についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 今の取組なんですけど、これが廃棄物処理法、もう今、罰則が非常に厳しいものとなっております。不法投棄をすると、個人でいいますと、量刑にしますと5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、その両方が発生することもあります。また、これを事業者が行った場合、5年以下の懲役と3億円以下の罰金、もしくはその両方が科せられるように法改正されて非常に厳しくなっているので、昔と比べて大がかりな不法投棄は最近は見られておりませんが、議員がおっしゃったように大崎八

幡神社の橋のたもとのごみとか、ああいったちょっとした不法投棄というのはあちこちにあります。

ですが、やはりこの辺は、これから今の刑事罰とかも厳しいものがありますので、そういったところを住民の方に説明というか啓発をしながら、ごみを不法投棄するというのは人間のモラルの問題となってきましたので、そういったところの啓発を今後重視してやっていきたいと思っております。

ボランティアのほうなんですけど、こちらは議員もご存じのとおり、王子の滝なんかでも不法投棄の撤去事業ということで、公衛協、こちらのほうで作業したりしますが、そういったところで険しいのり面とか、重たい荷物をごみの運搬とかという作業が出てくるので、こういったところで広島商船高等専門学校の学生さん、もうこの学生さんのボランティアということは、ここもう10年ほどずっと継続していただいて作業のほうを手伝ってもらっております。

もう一点が、東野の白水区、こちら毎月第1日曜日ですか、もう区民総出で地区の清掃活動をずっと継続してやっていただいているので、ここは本当に大変感謝しております。

以上であります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 分かりました。

相対的には、もうほとんど少なくなっとなんで、私もざっと回ってみて、ちょっと頑張っ

て取り組んでおられるなと思ったところがございます。
さっき言われたように、今の個人、法人に対する刑事罰なんかも厳しい状況になっているということなんで、それも町民の方にまだ周知されていないと思うんで、また広報紙等を使ってそこらもやっていただいて、一段ときれいにしまして、大崎上島がそういう不法投棄もほとんどないようなきれいな島で、皆さんに誇れるような体制にしていきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の発言は終わります。

暫時休憩いたします。

10時25分より再開いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） まず冒頭に、元日に起きました能登地震におきまして亡くなられた方にご冥福をお祈りいたしますとともに、被災され、今もなお多難な避難生活を強いられている方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

これに関連しまして、本日は3問目に我が町の災害対策ということで質問も出させていただいておりますので、順次進めてまいりたいと思います。

まず1問目、水橋議員の質問とかぶる部分があるかと思うんですけども、施政方針についてということでお伺いいたします。

先日、町長に就任されて初の施政方針を示されましたが、谷川町長の思い、意欲というものがあまり感じられない、申し訳ありません、これは抽象的ではないかという意味合いで、私がこうしたいんだという強い意志というものが感じられない内容に見受けられました。これについて少し落胆したところなんでしょうありますが、町長になって1年を迎えようとしております。町長として何がしたいのか、どのようなまちづくりをしたいのか、こういったことを少し端的に、明確に、町民の方に分かりやすくご説明いただきたいと思えます。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員の質問にお答えします。

ご質問の、町長として何がしたいのか、どのようなまちづくりがしたいのかについてでございます。

施政方針でお示しした内容は、令和6年度の予算編成において、国や県の新年度予算に対する基本方針等を踏まえています。大崎上島町にとって必要とされる施策については、庁内の連絡、関係団体、民間企業、教育機関、さらには多くの町民の皆様の意向を踏まえ、これまで育んできた地域資源を最大限に生かしてまいります。

その中で、何のために、どのように展開していくかについて申し上げます。言葉を変えて申しますと、喫緊の課題をどう捉えるかでございます。

国の視点としては、時代は歴史的な転換点であり、構造的な変化と社会課題に対応するため、最大の危機は人口減少、少子化と考えておられます。県の視点として、コロナ禍による人々の価値観や暮らし方、働き方改革などの不可逆的な変化と捉えることを第一――

不可逆というのはもう帰れないという意味でございます——と考へ、人口減少と人手不足への組織横断的な対応に踏み出すことを考へておられます。

国や県以上に、大崎上島町における喫緊の課題は、言うまでもなく少子・高齢化による人口問題に尽きると思っています。特に、集落においては、これまで地域コミュニティーを維持する基盤であった区そのものが、コロナ禍を経て祭り、道づくりなどの年間行事の縮小、役員、世話役等の成り手不足、いわゆる限界集落一歩手前の厳しい状況のようにも思える次第でございます。

大崎上島町として、来年度の新事業展開は6分野に集中して重点化を行っております。しかしながら、町民の暮らしを支える基盤である連絡区がその役割を十分に発揮できないとなってしまうと、国が唱える自助、共助、公助の役割分担による地域づくりが機能不全を起こしてまいります。

国の基本姿勢は、公のみで責任が果たせなくなったことを受け、国民の自己責任とされるのが30年前ぐらいから強くなってきております。こと最近では災害多発を受け、地域に対して防災上、共助が不可欠と言われ続けております。このため、共助という言葉のベースに、地域コミュニティーの中心となってきた連絡区と行政の役割分担や機能強化について、既存運営組織の連合区長会を通じて議論を開始してまいりたいと考えております。

人口減少の厳しい中だからこそ、行政の町と地域の企業、住民が一体となって新たな公、いわゆる世ではコモンという言い方がされております。新たな公共という意味合いでございます。そういう推進母体をつくり上げていきたいと考えています。

その議論をベースとして、各種既存団体の共業する機能を強化していきたいというふうには、意見交換からやっていきたいと思っております。その新展開に向けて、協議をいたる関係団体と進めていきたいと思っております。特に、造船、海運、農林水産業における地域関係者が集まる協議会等の展開につきましても、共業という共に支える精神の下に行政、民間、大学、金融機関、地域と連携した取組を考へていきたいと思っております。

時代の転換点であればこそ、小さな基礎自治体である大崎上島町から共助という言葉の中核とした新しい公、コモンという理念に基づく持続可能な地域モデルを提案できればというふうには考へております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

先ほど水橋議員の質問に答えられた内容と、すみません、質問そのものがかぶっているんで、答弁の内容もほぼほぼかぶってきたような話ではあるんですけども、現状の分析として少子・高齢化による地域コミュニティの崩壊の危惧っていうことが最重要課題である、この認識は間違っていないと思います。私もそのとおりだと思います。

ただ、町長が発される言葉の中に、これに対してじゃあどうするのが全く見えてこないんです。私が個人的にというか、この本会議の中でも再三指摘はさせていただいていると思いますけども、例えば企業誘致です。現役世代の方が激減している、だからこそ当然生まれてくる子供も激減している、じゃあこれをどう解決していくのかという部分において、雇用の窓口といいますか受皿といいますか、ここをしっかりと拡充していくこと、当然既存の産業の振興、活性化といったことも重要ではありますが、そもそもうちの小さな規模の、大崎上島町の規模の中で、既存の産業、今までになかったものを新たに取り入れていく、そのための誘致活動をしっかりとやっていく、こうした取組というものも必要ではないかと思います。

例えば、国のほうにおいては、これによって労働力の減少が起きることについて、ではどうするか、これは賛否両論はありますけども、外国人労働者を今まで以上に受け入れていこう、これによって経済規模の縮小を少しでも減らそうという取組が始まっております。

我が町でいえば、新たな産業を誘致する、新たな企業を誘致すること、それによって労働力の確保であったりとかそういったことにつなげていく、そういった取組は絶対に必要であろうと思われるんですけども、このことについては町長は一度も何も申されたことがないんです。これについて、ちょっとどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員の質問にお答えします。

1つも答えてないというのが誠にそうであったかということで、今自問自答しておるんですけども、例えば今回の施政方針の中で、定住人口をどうやって増やしていくかという足がかりをこれからつくっていかうとしていく中で、住宅の問題であったり、それを要するに若人で個人として来る人たちのためのも含めて、小規模の集合住宅をつくっていくというのを設計に取り組むという形。

それとあと、個々の企業に対して何をするかについては、東京、大阪等々に企業の実は動画等を今年度つくっております、それを実際に企業誘致という形でどういう動き方を

するかというのは、まず相談窓口のようなところには当然それをするんですけども、それだけじゃなくって、それぞれの各県人会というのが東京、大阪、中部、九州と全国にあります。その中で、そういったものを今年からそういった場に顔を出させていただきながら、今ネットワークをつくっているところでございます。

その動き方については、地域経営の企業誘致の関係のところを含めて動いていくという意味で、動くにはやっぱりものが必要です。ものというのは、制度だけではなくて実際この島をPRするものとか、今こういう人たちが頑張っているといったものをもう一度丁寧に資料として持っていき、そして向こうに届けていくというものを最低限そろえながらやっていくというのは、これは従来からもやっていることではございますけれども、殊さらに部署も強化して、あるいはその資料もタイムリーな一番新しいものに整えていくという地道な、丁寧な対応ができてなかったというところがございます。

それについては、具体的に既存の予算を使ってできることはやっぺいこうという形で、特段表に出してという話までにはまだ至ってないとはございますけれども、個々に担当部局とも話をしながら、来年度に向けてどういう体制でどういう形を取っていくかということを実際に今考えているところでございます。

ただ、ご質問にあった、聞いたことがないということに関しては、そういった個々の事業のことでという意味については確かにあまりこういう公共の場で大きな話の考え方を中心にさせていただいたということで、今後は場面場面で具体的な話も含めてできるようになればと思っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 個別の話ということで言いますと、以前、これは公の場で話をするのは初めてですけども、私、とある島外で事業をされている方から島で工場をつくりたいという話を聞きまして、いろんな話を聞く中で、いやこういう話があるんですけど町長さん協力できませんかねっていう話を町長室でしたと思うんですけども、ただそれをとにかく猪突猛進じゃあ、その事業者をじゃあ工場を建てるのに町としてこういうこともしましよう、ああいうこともしましようってやってしまえっていう話ではないんです。それはもちろん、その事業の計画がどうなのであるとかいろんなことを精査しながらということとは必要ではあるんですけども、ただ一度そういう話をした後、あの話はどうなりましたっていうような問いかけが町長さんのほうから一切ないんです。企業誘致に対してあまり

積極的でないのかなと思われたんで、ちょっと今回のような質問にさせてもらったんですけども。

その中で、また長期総合計画の話も出ましたんでちょっと触れさせていただきたいんですけども、この長期総合計画に向けてしっかりと練っていく、これから先10年のことをという話ではありますけども、確かにこれから10年先を見据えて、子供を産む、引いて言えば労働世代の人口を減らさないための努力をいかにしていくかという方向性の中で、当然長期総合計画における位置づけというものは重要であろうとは思いますが。

ただ、現在進行形でそういう話があるにもかかわらず、そのことについて何のアクションも示されてないというのが私が個人的に思う不信感につながっているんですけども、その部分についてはどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 企業へご相談をいただいた対応ということでございますけれども、先ほど協定を結んだ企業が多いけれどというご質問をいただきましたけれども、協定を結ぶに当たってどういう経緯をしていくかということでお話をさせていただきますと、協定を結ぶということは信頼関係をまずつくってということになりますけれども、そのときに私から2回目を話させていただくというよりも、実は私も待ってる状態を考えているところなんです。

というのが、その企業さんのその本意という意味で、一遍会ってまたいつ今度会えますかという連絡を実は待ってる状態で、その協定を結んだところはもう間髪入れず翌日にはメールを入れて、電話もくださって、またお会いして話ができたんだというようなことで、私もそれを待ってるわけですけども、そういう形のあうんの呼吸で、信頼関係というのは多分そういうことだと思えます。

ですから、どちらかが据え膳でやるというよりもお互いに動く意味で、私も逆にその待ってるというのがご批判を受けた部分だと思うんですけども、それを待ってる状態でそういう対応を今年一年間はさせていただいて、その中でぜひとも一緒にというふうに、向こうがかなり何回でもという気持ちのあるところなら、それならばぜひ私も町民を代表して話を聞いてどうしていくかということも、これから協定を結んだ上で、丁寧にやってみましょというやり方を取っております。

ですから、そういう仲立を、これは私の性格もしれませんけれども、慎重にやって、要するに後でお互いにとってというのが苦にならないように、そういう最善の策を尽くして

いきながらやろうとしてますんで、そこはご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

戦後の歴史も、もう既に80年、その中でいろいろと積み重なってきた行政、あるいはその行政が行う企業誘致等の実績や失敗例も多々あります。そういったものを踏まえて、慎重にやりたいということは当然ではあろうと思います。ただ、だから受け身と積極的に自ら進んでそれを獲得しに行くのとは意味合いが違ってくると思いますので、そこはぜひ積極的にいっていただきたいと思います。

一番の課題だと言われました少子・高齢化、これが今急激に進んでいるわけです。先ほど水橋議員も申しましたが、この急激に進んでいく中で、それこそさっき触れた話なんですけども、当然財源もどんどんどんどん財政規模も縮小してくるわけです。これが縮小すればするほど行動はますます取りにくくなるわけです。弾力性がなくなるわけです。そうなる前に、今の段階でやるべきことは、できることはやっていこうよってというのが私の思いなんです。これは水橋議員も共通した考えだろうと思うんですけども、そう考えている議員、また町民の方がいらっしゃるといこともよくよく念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

これで1問目の質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それでは、2問目に入ります。

調整池、悪水だめの環境改善についてということでお伺いいたします。

浸水などの災害対策は、これは調整池のことです、西日本豪雨等でもかなり冠水被害が出ましたが、これに対する対策というものは、ポンプの整備だったり樋門の改良であったり、いろいろ各所で着々に行われておりますが、経年により調整池が土砂の堆積量が増えて、逆に整備が進んだことによって、ポンプによってその排水量が増えた等によって、例えば災害の直前になると、災害といいますか大雨が予想されるときです、事前に水を強制的に排水して水位を極限まで下げるといようなことも行われたりするわけなんですけども、これが長年経年によって土砂の堆積量が増えて干上がった状態になったときに悪臭がするなどの生活環境の悪化を招いております。

これは二、三年前ですか、西野の入相新開でだったと思うんですけども、ボラが夏場に

大量死しまして、これが死骸が大量に浮いた、浮いたというよりも結局水量が減っているから転がっていたような状態なんだろうと思うんですけども、これも池の深さがなくなって水量が不足していることによって水中の酸素濃度が低下したことによってボラが大量死したというようなことが推察されるわけですけども、このボラの死骸、そのときには適切にというか早急な対策がなされたわけなんですけども、例えばこのボラ等の魚の死骸が転がった状態で放置しているようなことが起きた場合には、疫病等の蔓延にもつながりかねないような話であろうと思います。

池の周辺に住宅地が点在する場所もあります。生活環境の保全には調整池のしゅんせつが有効であろうと思われまますけども、町として取り組むつもりはないかお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

大串の入相新開の調整池では、令和元年7月、8月にボラやコイなどの大量死が発生しました。その原因は、猛暑による水温の上昇と水位の低下により、なったものだと推測しております。

その環境改善対策として、令和3年度に酸素供給のための噴水を設置し、併せて水位の管理も注意深く行っているところでございます。

町内には、大串を含め複数の調整池があり、雨水が流れ込む量や調整池の広さや深さなど地理的条件によりかなりの差があります。

調整池のしゅんせつは、環境改善対策として有効との認識は同じでございますが、調整池のしゅんせつは、既存の機械で工事できるものと特殊機械や大がかりな仮設工事が必要な工事もあり、現場状況により工事費の差が大きくなることが想定されています。

各調整池の現状を把握し、状況に合わせた環境改善の対策を検討してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

例えば、護岸といいますか道路といいますか、から割と手の届きやすいといいますか、重機、バックホー等で掘削できる範囲のところはしゅんせつをしたりということもされているので、全くやっていないというつもりはないんですけども、そうはいいましてバックホーで行いますと結局取れる量が知れているといいますか、これに関して言いますと重機の選定だけの話ではなくて、滞積した土砂の成分にもよるところもあります。ヘドロ状

になるとなかなかこれを処分するに当たっても費用もかかってきたりとかいろんなことがあるわけなんですけども、ただこれを例えばじゃあ大がかりな工事をやるとした場合には多額の費用がかかりという部分、これは私もそうであろうと思うんです。ただ、これについて、じゃあこういう工法で実施した場合にはどのぐらいの費用がかかるというような具体的な例が示されたことがないんです。

私、以前ポンツーンを浮かべてしゅんせつをする工法ってできないんですかねという話をさせていただいたと思うんですけども、これについても私は鉄鋼のほうは全然素人なんです、ポンツーンを製作してこれに栈橋を架けてやるというようなことになると、どのぐらいの規模の予算になるのかということがちょっと想定もつかないんですけども、ただこれが、じゃあどのぐらいかかって、財源としてそれが確保できないから難しいですというような話は1回も示されてないんです。ちょっとそこら辺、何か、今言ったポンツーン、栈橋といったものでなくてもいいんですけども、何か具体的な試算をされたことってあります。公表はされてないと思うんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 具体的な試算ということを端的に申しますと、細かい試算はできておりません。というのが、例えば複数のため池があるんですけども、原下とかにもかなり大きい池がございます。あそこを仮にしゅんせつ計画したときには、我々役場の者だけでなしに外部委託ということで測量設計を出すことになります。そのときに想定されているのが、まず第1に仮設で土を埋めて掘って戻ってくる、これ閑田議員は分かると思うんですけど。第2には、H鋼を打って仮設栈橋を延ばして行って掘って帰ってくるというような仮設工事を想定するんですけども。

いずれにしても、ただ難しいのは狭い場所を深く掘るんであれば工事費がかなりというか少し安くできるんですけども、悪水の場合、浅く広く掘りたいというような想定もあって、そうなるともう数千万円ではなくて億単位の話になろうという概算です。

そうすると、今町の規模としてどうするのかというのを考えたときに、今喫緊の課題として我々が行っているのは浸水対策ということで、まず浸水対策のほうから実施している現状がございます。

その上で、次の段階として、内部のへドロ状況の成分にもよると言われましたけれども、成分もですがその深さ、広さ等を調査することは私としてもしたい思いは持っております。ただ、予算的などころがありますので、今後まず委員会で測量調査設計、どのくら

いの予算がかかりますというところから、今後示させていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

予算規模、恐らく億は下らないでしょうと私もざっくりでは思います。ただ、億は下らないというだけでは、ちょっとあまりにもざっくり過ぎませんかという話がさっきのことなんです。

例えば、これが1億数千万円で済むのか5億円かかるのか、それによってはじゃあ考え方も変えていかなければいけないとか、そういう目安になるところをもう少し分かりやすく説明していただきたいというのが、委員会等でこれから説明されるということです、その部分についてはしっかりと対応していただきたいと思います。

もう一つなんですけども、まず予算規模のことに関してその財源です。これは企画になるのか総務課になるのかちょっとあれなんですけども、これが例えば実施するに当たって過疎債の対象にできるのかどうかとかという検討を当然どちらかでやられるんでしょうけども、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

財源、過疎債等についてということで、起債ですけども、現在ではしゅんせつについてはしゅんせつ対策債と、ちょっと正確ではないんですけども、ただこれ計画とか時限立法だったと思うんですけども、それでしゅんせつについてはなかなか今の状況では過疎債の対象事業にはなっていないと認識しております。

今議題に上がってるのは調整池のしゅんせつですけども、全国的に川の氾濫とかそういったことで国のほうも考えとりまして、大分前はさっき言ったしゅんせつの起債はなかったんですけども、そういったことも国のほうの起債も増えてきているところでもありますので、ただしゅんせつの交付税措置が何ぼかはちょっと覚えてはないんですけども、また交付税措置がなければ単年度の対応だけになって、後年度へもう全部引き継がれていくものになりますので、そういったことも踏まえながら、そういった財源、一般財源ではなかなか難しいところもあるとは思いますが、閑田議員がおっしゃったように1億円で済むのか5億円で済むのかということもありますけども、やはりそういったところで財源、また交付税措置、一番は国が補助金をくれるのが一番ありがたいことですけども、それはなかなか期待できないのかなと思いますので、先ほど言ったようにそういった有利な起債が

あるとすれば活用をして考えていきたいとは思いますが、質問の過疎債については、今現在のところは対応する事業になってないと総務課、私のほうは認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

なっていないということであれば、なかなかこれを実施していくのが非常に困難ということにもなるんですけども、事業課である建設課長さんをお願いしておきたいのが、そういったことも含めて事業課のほうである程度しっかりリサーチをしてほしいということです。

ちょっとほかでも、今回当初予算の説明のところでも見受けられたんですけども、事業課のほうで財源をきちっと把握できないままにその事業をしようとするのはちょっといかなものかなと。結局、支出の部分もそうですけども収入、要は歳入歳出全般にわたってきちっと事業課のほうで把握していただければ。

例えば、今言う過疎債だけでなく、ほかで何か使えるものがないのかというような検討のところも含めて、ただただ予算がない、金がない、規模が大き過ぎるだけでは、やはり我々も住民の方からこれを聞かれても答えようがないんです。ここら辺をもうちょっとしっかりやっていただきたいと思います。

2問目、ただこれについては、個別の場所でいいますと原下新開なんかそうですよね、実際住宅地が近くて、今現在一番深刻なのは悪臭です。これに対する対策ということも、このしゅんせつでやっていくのかどうかは別として、しっかりと行政として考えていただきたいと思いますので、それをお願いして2問目を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、続いて3問目に入ります。

災害対策について、能登半島地震では道路が壊滅いたしました。能登半島、輪島市とか奥能登へ向かう主要幹線道路というのが本当に2本か3本かぐらいしかなかった。これが全部崩落して使えなくなったというようなことが起きました。その結果として、救援に入っていくのが遅れたというか、入っていけないんですから当然ですよね。というようなことが起きております。

また、港が地殻変動で使えなくなり、海からの支援も行えなくなりました。これは過去の国の政策で道路の新設改良費が大きく削られて、これは13年ぐらい前ですか、がらっと国の体制が変わった時期がありました。その関係で、今現在にいたって大きく影響が残

っておることも一因であろうと思います。これを以前の状態に戻すには相当ハードルが高いと思うんですけども、これについて町の状況はどうかということをお伺いしたいと思います。

全ての港が使えなくなる状況というのは、うちの町は港が結構な数ありますんで、これが全て使えなくなるというのは考えにくいと思うんですけども、ただその可能性がゼロであるとは言い切れません。これを想定した計画は必要であろうと考えます。

また、山尻地区のようにアクセスできる道路が1本しかない地区に別の避難経路をつくることは考えられないのか、これらについて伺います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

まず、本町の道路新設改良は、町の財政負担を抑えるため、国庫補助を活用して実施しているところです。町の道路橋梁費、予算全体で考えると平成30年度は2億2,000万円程度、令和5年で2億6,000万円程度と、最近ではあまり変動しておりません。

しかし、予算の内訳を見ると、道路の新設改良から既設道路の維持管理へ予算が移っている状況になっております。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の、全ての港が使えなくなる状況を想定した計画は必要かとの質問にお答えします。

全ての港が使えなくなることを想定した計画につきましては、大規模災害発生時には道路や港湾施設の損壊によりまして、おっしゃったとおり陸上及び海上交通が寸断されることが想定され、その場合、機動性に優れたヘリコプターによります災害応急対策が重要となります。

そのため、本町の地域防災計画ではヘリコプターによる災害応急対策計画を策定いたしまして、災害時のヘリコプターの活動内容、活動拠点及びその要請方法等について定めております。

県内の防災関係機関が所有いたしますヘリコプターといたしましては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか県の警察、そして海上保安庁のヘリコプターなどがあります。

また、大規模災害時には、他の都道府県の消防防災ヘリコプターによります応援を受けることもできるほか、災害派遣要請によりまして自衛隊のヘリコプターによります支援を

受けることもできます。

しかしながら、先ほど閑田議員がおっしゃったように、さきの能登半島地震では随所で道路が寸断され、長期にわたりまして交通や物流に支障が生じております。それに伴いまして、保存食や飲料水及び燃料等が不足するなど、想定を超えました被害が発生し、大規模災害に対する課題が改めて浮き彫りとなっておりますので、そういったことを踏まえ、各課題の改善に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 続いて、山尻地区についてお答えいたします。

山尻地区については、車が通れる道は下から上へ抜ける道が1本だけしかない状況であることは承知しております。道路の新設等、土木のハード事業には多額の予算と時間がかかることから、本町の道路事業は2事業程度を計画的に実施していくことが理想と考えております。

山尻地区については、現在着手している他の地区の工事が完成した後に、次の道路整備計画で検討してまいります。なお、避難路に特化する場合は、歩道も含めた整備計画を検討してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

まず、一番最初の新設改良から既存の道路の改良に移行しているという話のところですか。以前と比べて国の負担割合はどのような形になっていますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 15年ぐらい前の話をちょっとすると、当時は道路補助事業ということで国が2分の1とか10分の5.5というのがあったんですけども、事務費というものも取れてたというところがあります。国のほうの政権が替わったりいろいろ制度が変わっていった時期があって、現在交付金事業というものに移行されております。それが事務費を含めて10分の6が基本で、本町においては離島の割増しと財政的な割増しがあって、年により変動するんですけども、現在10分の6.4程度で補助は推移しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

いつときより、またちょっと戻ってるんですね。というのが、以前は国に対して予算要

求を出したものの10分の1ぐらいしか返ってこなかったというような、それは当然、事業計画全体に対してこれだけの中でやりくりせえよという話で、事業費のどのぐらいの割合っていうものとはまた別の話だろうとは思いますが、どちらにしても単独でなかなか道路もつけていきにくい状況ですんで、この交付金、これをしっかり採択してもらえるように、言い方は悪いですけど、これは作文ですかね、しっかり防災対策ということも念頭に入れた申請の仕方をしていただければと思います。

何だったっけ、何を聞こうと思ったっけ。どこまで聞いたっけ。

○1番（閑田大祐君） そうそうそう、ごめんなさい。一遍にやったらなかなか混乱してしまいますね。

私、最初の通告書の中では、陸上交通それから海上交通、ここの部分にしか触れてなかったんですけども、山本課長の答弁にもありました、実際能登半島でもヘリコプターが活用されています。

ところが、このヘリコプターも制約が結構大きいんですよ。日本の国土って、ほぼほぼ山岳地帯であるがためにヘリコプターが安全に着陸できる場所が限定される。例えばの話、広い例えば学校のグラウンドであるとかそういうところであっても、避難した方の車があれば着陸ができないとか、いろんな制約があったりするんですけども、そういった意味でいいますと、うちの場合昔の干拓事業の名残といいますか、平地もそこそこ、町の面積の割合にしていけば平地の部分というのもそれなりにあるのかなとは思いますが、とはいえ平地の部分というのはやはり限られた部分であって、それが該当する場所がないような地域も多々あります。

これらも含めて、町だけで対策できる話ではないとは思いますが、やはりこういう災害が起きたときにどのようなじゃあ支援体制を取っていくかについて、県、国等々も含めて、協力しながらきちとした対策というものを、きちとしたと言っても災害って起きてみないとどういう事例が発生するか分からないんで難しいんですけども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、山尻地区の道路に関してなんですけども、これは本当に一番最初冒頭に言いましたように、結果、能登半島がボトルネック現象で救援にすら入っていけない状況が発生していたということ、これがまともに該当するわけです。特に、山尻地区も高齢化が非常に進んでおります。もう50代といえば若手と言われるような、一番最初に町長さんに質問した部分にも当たるところなんですけども、もう本当に地域のコミュニティーとして非

常に難しい状況がもう長年続いてきているところです。

そういった中で、速やかに支援や救援に入っていけない今の環境というものは、最重要課題であると思うんです。これを改善していくのに現行の道路改良事業、今実施している、もちろん国に採択されなければできませんから、今やっているものが終わったらという話も理解できないことはないんですけども、じゃあこれいつ頃になりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の事業がいつ頃までかかるかということでございますけれども、一応、年次計画というのは建設課のほうで当初から立ってるものがございます。ただ、遅れている事業もあります。その中で、今この公の場で何年度までに終わりますというのは、私のほうから言える段階ではないと考えております。

事業については、職員一同鋭意努力しておりますので、そこは手を抜いているわけではなくて、真摯にいろんな課題に取り組んで進めているとご理解いただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

決して手を抜いてるとは思っておりませんので。ただ、1問目の一般質問の中でもありました、結局、少子・高齢化が進んでいくことによって、道路をつくったときにはもう既にその住民がいなくなっていたというようなことが万が一にもあり得るわけです。手後れになってから道路をつくるような状況にはならないように頑張りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） ちょっと最初に確認なのですが、質問時間は1時間なのですが、12時になりましたら一旦区切りということになりますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） それは分かりません。どこでどういうふうな形で終わるか分からないので、ここで今すぐに続けるどうかも分からないので、返答はできません。

○8番（森 ルイ君） はい。それによって、ちょっと質問順を変えようかと思いましたが、ので。

それでは、質問順のとおり行かせていただきたいと思います。

本日、通告に従いまして3点質問いたします。

1点目、上組隧道の保存と観光資源としての活用についてです。

令和4年12月議会の一般質問において、文化財の保存活用について質問した中で、上組隧道については次のような答弁がありました。

日本土木学会の日本の近代土木遺産でCランクの評価を受けている、先人の尽力で開通した隧道を町の文化財として指定し、保存するよう進めていくが、保存の方法については今後検討していく、迂回路の工事をした後に町道廃止、その後に町の文化財として指定となる、このような答弁がありました。

上組隧道は、町の文化財保護委員会や町民グループから保存を求める要望書が提出されており、新聞記事としても掲載されていたことから、その後どうなっているのかと気にかけていらっしゃる方も多いように声をお伺いしております。

昨年、町長の交代がありましたので、再度現状や今後について町のお考えを伺います。

1点目、工事の進捗状況と今後の計画、また保存方法の検討はどうなっているのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森議員の質問にお答えいたします。

まず、工事の進捗状況は、令和3年度に道路概略設計、令和4年度に道路ルート of 検討と道路詳細設計を実施しております。

今後の計画は、用地測量を行い、用地交渉、本工事へ進んでいく計画でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 用地測量などがありますので、具体的にいつというのが分からないかもしれませんが、今のところの予測で工事の完了時期というのはいつぐらいになりますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） こちらで計画している内容で申しますと、令和10年度に工事完了予定としております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、今の質問の中にもありました保存方法の検討はどうなっているのかということで、こちらは教育委員会の管轄になると思うんですが、お伺いし

ます。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 先ほど建設課長の答弁でもありましたけれども、改良工事の本工事は10年度にはその完了をするというふうな今計画のようです。そして、それを踏まえて、町道の廃止につきましては令和11年度というのが見込みになるのかなというふうに考えております。

したがいまして、町道廃止までの期間で上組隧道の保存の方法の検討、そしてその方法を決定をしていくということは今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、2つ目に移ります。

町外からの観光客で上組隧道を訪れる方がいらっしゃるのですが、文化財として指定する前の現時点で、説明文や二次元コードなどを掲示したり看板を設置する予定があるかどうかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の質問にお答えします。

先ほど工事の工程を申し上げましたけれども、文化財として指定できるまでもまだ相当の時間を要するということから、それまでの期間で上組隧道を説明する方策、こういったものは必要であろうと考えております。

庁舎内、中でも連携をして、どういった方法で説明をしていくか、森議員が言われるようにICTを活用した方策を含めて、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 地域経営課長にお伺いしますが、観光案内所のほうでもこちらのトンネルを案内することもあり、町外から来られた方が何人もいらっしゃるということで把握しております。例えば、ホームページ上でこのようなものを、まだ文化財にはなっていないんですけれども、観光スポットの一つとして紹介するようなお考えはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森議員の質問にお答えします。

上島トンネルは、大崎上島町のガイドブックにも掲載されているような場所です。今

後、上島隧道だけではなく、いろんなガイドブックに載っているところに対して、いろいろ施策を投じていきたいと思っています。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 3つ目に移ります。

新たな観光の形として、スマートフォンやタブレットを使ったAR、拡張現実で、例えばこれは昭和4年につくられた上組隧道ですので、約100年前の工事の様子を紹介するなどのお考えはありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森議員の質問にお答えします。

100年前の様子なども歴史写真集の中に掲載されています。ご指摘のあった、新たな観光の形としてスマートフォンやARを活用することについては、現時点では利用計画はないのですが、上島隧道だけでなく、ガイドブックに掲載されている観光地全体を新たな方法でPRできないか、関係機関と検討していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 国土交通省のホームページなどでも、ARなど新しいテクノロジーを利用した観光の形として、スタンプラリーですとかガイドブックなど、そのような形で紹介もありますので、今後検討していただけたらと思います。

1つ目の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2問目の質問に移ります。

宅地造成及び特定盛土等規制法について伺います。

令和3年7月に、熱海市で大雨により盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことなどから、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、広島県では各市町の宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域が指定され、令和5年9月28日から運用が開始されました。

大崎上島町内も規制区域に指定されており、盛土等に伴う災害を防ぐことや、町民が所有する土地を貸して不適正な盛土等が行われた場合には所有者が責任を問われるということもあるため、次のことについて伺います。

法改正の内容について、町民への周知はどのようにしているか。昨年の9月議会におい

て、町の土砂条例を廃止する条例というのがありまして、それによって広島県に許可を求めるといふふうになりました。法改正の内容とともに、周知についてどのようにされているかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森議員の質問にお答えいたします。

まず、法改正の内容について、町民に周知はどのようにされているかということですが、町では令和5年5月に回覧文資料を各地区に配布しております。それから、県のほうはホームページにより広報しております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町のホームページを検索するとこのような情報が出てきませんでしたが、今後ホームページで周知する予定はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この土砂条例が町のほうから県のほうへ許可申請が変わっております。したがって、県のホームページを検索していただくよりほかはないと思っております。問合せがあれば、その都度県の問合せ先を紹介していただきたいと考えております。ですから、現在のところ、町のホームページに掲載するという事は考えておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ただ、本町の住民の方が土地の所有者で、土地を貸して盛土が行われるということもありますので、県のホームページのリンクを張るなどしてこの周知を行うことは必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その件については、検討してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2つ目に移ります。

町内の盛土等の許可、届出の件数と盛土等の現状はどのようになっているかなんですが、条例に基づいて許可申請が行われたものと、法が新しく変わってから県のほうに許可を求めたものについて、恐らく分かれて件数があると思っておりますので、それについて伺います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町内の盛土の許可届出の件数ですけれども、現状の盛土の件数は3件ございます。現状は、質問にもありましたとおり、令和5年9月28日から広島県に申請し許可することになって、町から経由することになっておりますけれども、この件数については1件ございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町の条例に基づいて許可申請が行われたものが3件で、広島県のほうに許可申請が行われたのが1件ということによろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町のほうは3件で間違いございません。ただ、県のほうには進達という形で送っており、申請という段階で許可にはなっていないと伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） この3件については、法が変わったことによって県への届出も必要かと思われるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） おっしゃるとおり届出が必要になっておりますので、届出をするものは届出をしておると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 県のほうで届出や許可をしたものについては市町に報告があると思うのですが、それについて町の土砂条例で許可していた3件については、県のほうからの報告は受けておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 報告は受けているんでございますけれども、今私が頭の中で記憶しているものは、個別の案件で大変申し訳ないんですけど、1件は回答があったのは覚えているんですけど、残りの2件については今記憶にございません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町の土砂条例は廃止にはなっているのですが、これについては条例廃止後も何か問題があった場合には、この条例に基づく命令ですとか罰則が適用されると思いますが、それを考えますとこの3件が県のほうに届出がされているかどうかということも町として確認しておくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県のほうに届出をしているか確認してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど、許可3件ということですがけれども、無許可で盛土をしているような状況があるかどうかというところで、把握した場合には今は県のほうに届出をするようになっていても、なかなか県の職員が全ての市町を回るということはできないと思いますので、許可が県だから町として何もしないということはないと思います。

引き続き確認などをする必要があると思うんですが、3点目の件について伺います。

農地とそれ以外の土地の盛土等について、建設課と地域経営課でどのように連携しているか、これは今まで農地への盛土とそれ以外の土地、宅地などへの盛土について規制が分かれていたものが、法改正によって農地も含めて盛土をする場合には規制がかかるようになったと思います。それによって、今までのことも含めて農地への盛土と建設課が担当していた土砂条例による盛土などについて、2つの課でどのように連携しているのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） どのように地域経営課と連携しているかという質問ですがけれども、農地改良の申請があった場合は、お互い情報共有をしております。そして、町が許可した土砂案件については、農地法の許可証の写しを添付しておりますので、これで確認をしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 4つ目の質問に移ります。

許可届出のあった盛土等の現地確認はどのようにされてますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 盛土等の確認でございますけれども、提出された申請図面を持って、申請者と立会者の説明の下、現地で盛土範囲や水路の計画等は適正に許可基準に沿って申請されているか確認しております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今回この質問を行うに当たって、私もあまり詳しくないのでいろいろ調べていたんですけども、ほかの県や市においてはホームページ上に許可をしたといますか、県が許可した業者ですとか条例に基づいて届出や許可があった事業者を報告しているというのも見受けられました。

そのように、現地確認、全部工事が適正に行われているかというのを定期的に少ない職

員の人数でやるというのもなかなか難しいとは思いますが、そのように情報公開することによって町民の方々、もしくは土地の所有者の方なども、ここでこのような工事が行われていてそれがどうなんだというところが分かるようにしておいたほうがいいのではないかと思います。

例えば、不適正だと思われる盛土を見つけた際にはご連絡くださいというような文言が入っているものや、先ほども最初にホームページに掲載する予定はないかとお伺いしたんですけれども、どのようなものが不適正でどのようなものが適正なのかっていうのは、やっぱり一般町民にはなかなか分かりにくいところがあります。それを分かりやすくお知らせするようなチラシを土地所有者の方向けに出しているホームページなどもありました。

例で言いますと、静岡県の沼津市ですと、土地所有者の皆さんへということで不適切な盛土にご用心ということでありまして、盛土の写真など、このようなものは適正な許可が必要ですか、あとは盛土を安易に依頼するのは禁物ですっていう注意喚起ですか、市民全員が監視の目ということで、これは市ですけれども、大崎上島町の場合は町内全域が適用範囲となりますっていうような文言を入れたりですか、あとは例えば不適切な盛土（被害）のよくある事例として、悪質業者が甘い誘いであなたの土地を狙ってくるやり取りなどがあったり、田んぼを畑にしますよとか、もちろんそれが畑にちゃんとなることもあるんですけれども、そういう説明を受けたことと現実が違うというケースもあるようです。それで、土を盛られたことによって土地の所有者が数百万円かけて土を撤去しなければいけなくなったケースなどもあるようです。

このような工事のことや盛土のことに詳しくない土地の所有者、また高齢な方も多いので、そういう土地の所有者の皆さんへということで注意喚起をするというのも町としてはやってもいいのではないかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 土地所有者の方への注意喚起ですけれども、今広島県のほうのホームページには上がっていると考えております。先ほどにもありましたように、町のホームページにもリンクなどを貼り付け、県のホームページへ飛んでいけるようにすればいいのかなと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 過去何年ということではないんですが、過去に把握されている件で、町の土砂条例に該当するもので、例えば17条の改善勧告ですとか改善命令、停止命

令、原状回復等の命令、そのような町の条例にあった命令もしくは勧告をしたケースというのがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 過去では、勧告をしたものが1件ございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） これもいろんな市町を見ますと、そのような勧告もしくは命令をした業者の公表をしている、ホームページ上で公表をしているものがありました。これについては、土砂条例の何条の規定による事実の公表ということで、次の事業者はこれこれこれの条例に基づいてこのような許可を受けず埋立てを施工した、もしくは許可以外の施工をしたというような文言とともに、例えば原状回復を命じたが従わなかった、そのような文言があります。よって、条例の規定によりここにその事実を公表するものであるということで、事業主の名称と事業を施工する権利を有する者、土砂等により土地の埋立て等が施工された場所、住所です。公表期間については、当該行為による土砂の崩落及び流出等による災害が発生するおそれが排除され、その状況が確認されるまでというようになっています。

勧告や命令をした際に、従わないでそのままになってしまうということがないようにこのような公表が行われていると思うんですけども、先ほどの指導、勧告したものについては、その後どうなっているかは確認されたんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当然、その勧告については確認しております。一応、事業者とは、話合いの末、勧告に従うというふうに聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 災害のこともそうですけれども、町民の方が許可をして、土地の所有者の町民の方が話を聞いて、それだったらいいよって許可をして不適正な盛土が行われてしまうということを守るためにも、冒頭に申しあげましたようにホームページでの公表ですとか土地の所有者の方への周知、もしくは県のホームページのリンクを町のホームページに貼っておくなどの対策をしていただきたいと思います。

2点目の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 3問目の質問に移ります。

こども基本法に基づく子ども・子育て支援について、通告文の中で1点訂正があります。令和5年12月12日にこども大綱が閣議決定されたと書いているんですが、12月22日に訂正いたします。

質問要旨ですが、令和5年9月議会の一般質問において、こども基本法やこどもまんなか社会の実現に向けた取組について質問をしておりますが、令和5年12月22日にこども大綱が閣議決定されたことから、次のことについて伺います。

1つ目、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画に向け、こども大綱を勘案した町の計画策定の方向性や子ども・子育てに関する新規事業について伺います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員のご質問にお答えします。

こども基本法に基づくこども大綱は、子供政策を総合的に推進するため、政府全体の子供施策の基本的な方針等を定めるものとして昨年閣議決定されました。

その理念は、全ての子供、若者が日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態——これをウェルビーイングといいます——で生活を送ることができる社会であるこどもまんなか社会を目指すとしてあります。

また、こども基本法において、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられていますが、こども計画は各法令に基づく子供施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされていますので、本町においても今後子ども・子育て支援事業計画の次期計画において策定を目指します。

子ども・子育てに関する新規事業においても、現在次期計画を作成するに当たり、就学前児童保護者と小学生保護者に対してニーズ調査を実施していますので、その調査結果を基に子ども・子育て会議で必要な支援や施策等を検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） こども基本法やこども大綱を勘案しますと、今アンケートの対象になっている就学前の児童の保護者と小学生の保護者だけではアンケート対象として足りないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員のおっしゃるとおり、今のアンケートは子ども・子育てに関するアンケートを送っております。今後、広島県のこども計画等が出まして、そういった青年の若者に対してアンケート調査やヒアリング等が必要であれば順次行っていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町長にお伺いしますが、子育ての当事者の方々から、私たちの意見を直接町長に聞いてもらいたいというようなお声も頂戴しました。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ご質問にお答えします。

何度もお答えしてるように、そのような場を設けていただくということは非常にありがたいことと、その申出につきましては誠実に対応させていただきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の答弁によりますと、例えば話を聞いてもらいたいという方たちから、例えばこのような形で会を開きたいので町長さん来てくださいという形がいいのか、町として今後第3期の子ども・子育て支援事業計画も踏まえて、町が主催でそのような会を設けるのか、どうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） どちらもあります。

長期総合計画の部分については、今検討をいろいろしておりますけれども、その中で、その大事な施策に関わる関係団体との方とお話をするという形は、もう計画の中から申し上げておりますので、もちろんそういった場面もつくっていきたいと思っておりますし、そこまで時間がなく、もう今にでもということであれば、おっしゃっていただいた部分に予定を合わせということは可能でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 長期総合計画とは別に、子ども・子育て支援事業計画に関しましては、こども基本法、こども大綱などを踏まえて、子供の意見を聞くということも自治体として必要になってきますので、子供も含めてなかなか意見を言う場がないということも

あると思います。長期総合計画もそうですけれども、委員になられる方の顔ぶれというのが大体決まってくるようなところもありますので、幅広い意見の集約という意味では、子供や子育て世代の意見を聞くということで、私も議員としてそのような場をつくっていききたいなとも思っておりますので、町のほうでそういう場をつくるか、町民のほうから申出をするかということで、そのような場をつくっていただけたらと思います。

また、この質問に関しましては、こども大綱は今町長部局のほうで、福祉課のほうで答弁いただいたんですけれども、教育委員会のほうでこども大綱を踏まえて、教育委員会も子ども・子育て支援事業計画の中にはいろんな施策が入っていきますので、教育長にお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） ご質問にお答えいたします。

もちろん、無関係であるというような認識はございませんので、福祉課と共に検討しながら誠実に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） こども大綱で、教育委員会に関わることというのはどのようなことがありますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 具体的な中身で言いますと、こどもまんなかというようなところで踏まえれば、実際に学校教育というところに限定すれば、子供の意思を尊重するといったところから、いわゆる校則といったものを子供の意見を踏まえながら自主的に作成していく、そういった中で自覚をさせて成長させるというような、例えばです、そのような具体的な取組は含まれるであろうというふうに理解をしています。

いずれにしても、子供たちの意見、考えが、いわゆる尊重される、自分たちの意見を発信できるんだというような、そんな子供をつくるというようなことが大切になろうかというふうに理解をしています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、校則のお話がありましたけれども、それについてはこのこども大綱を受けて、各小学校、中学校に向けて教育委員会のほうから何らかのアクションが

あったのでしょうか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） ご質問にお答えします。

いわゆる国、県のほうからの通知もございますので、その情報を流すというようなことがその指導になろうかと思えますけれども、実際にはそれを受けて具体的な動きがあるということも伝わってきておりますので、そのような動きに本町についても流れていっているというふうに理解はしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど福祉課長からも答弁がありました。新年度、令和6年度の当初予算の中にも今までなかった子育て施策などもあるとは思いますが、具体的にどのようなものがあるか教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 令和6年度予算で子育て施策の新たなものとしては、児童手当の拡充等を今回計上させていただいております。ただ、町として独自としての新規事業は、令和6年に子育て支援計画の第3期の計画がありますので、そちらのほうで保護者の方やいろんな方の意見をお聞きしながら、新たな施策はまた考えていこうと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町長にお伺いしますが、各市町などで子育て世代を支援すること、それをアピールすることによって移住者を増やしている例なども多く見られます。

特に、このような小さな町ですと外から人を呼ぶことっていうことは大事だと思うんですが、そのような子育て世代の支援、これからやっていかれるとは思いますが、大きなところで何か独自の、国もどんどん進めておりますので、それを追っていくような部分もあるんですが、先日東京都のほうはゼロ歳から2歳の保育料を所得制限を撤廃するなどがあったと思います。そのように、国に先行して町として子育て支援を進めていくというお考えはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ご質問にお答えします。

結論から申しますと、そういうものを探していきたいというふうに思っております。ま

だこれは何かというところまではまだ私の頭の中に、まだこれからでございませうという意味で、いろんな意見をいただいた上で、先ほどの会などもぜひ開いていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2つ目の質問に移ります。

定員オーバーとなっている放課後子ども教室、これは大崎教室ですけれども、令和6年度、来年度の受入れはどのようなになるのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の質問にお答えします。

令和6年度の放課後子ども教室の入会希望者は、東野教室が22名、大崎教室が48名、木江教室が9名となっています。大崎教室につきましては、子ども教室の実施要綱上の定員30名、これをオーバーした状態となっております。

今回の状況を受け、昨日ですけれども、放課後子ども教室運営会議、これを開催いたしました。教育課長、大崎小学校の学校長、放課後子ども教室のコーディネーター、そして協働活動サポーター、要は放課後子ども教室のスタッフですけれども、交えて協議をいたしました。

大崎教室につきましては、この間、大崎小学校の教室1教室をお借りをして教室を運営してまいりました。ただ、令和6年度からは大崎小学校の教室をもう一教室使わせていただく見込みが立っております。そうしたことから、受入れの教室のスペース、これについては大きな問題はないと考えておまして、したがって担当するスタッフ、このスタッフの確保といったものが問題になってきております。

先般、昨日までですか、令和6年度の会計年度任用職員で、これについては今年度やっていただいている方が来年度もやっていただけるというふうな担保を取ったときに、できないであるとか、そもそもそのスタッフが足りないというふうな状況の人数を今回公募しているわけなんですけれども、放課後子ども教室については大崎の教室で3名足りないということで公募をかけました。

実際、やってあげようというような形の方は出てきてない状況ではございます。それを踏まえて、昨日の運営会議で、ほいじゃ今オーバーしている受入れについてはどうするかというふうな一番肝の部分の話したところなんですけれども、先ほど言いましたように、教室のスペースは確保できる、これでかなり環境は改善されるものと考えておまして、

今のそのスタッフを確保することを前提に受入れは可能になるものと今考えております。

毎回入会希望の保護者の方にもどうなるんだろうというふうな心配の声っていうのも聞いておりますので、なるべく早いタイミングで入会の決定通知、こういったものを送付したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、早い段階でとありましたが、もう3月の半ばになります。以前も同じようなことを申し上げたんですが、4月からの仕事をどうするかということにも関わってくると思いますので、特に大崎教室は48名希望しているということで、今まで3年生までは受け入れられていたところが、もしかしたら3年生も受け入れられないということがあるのではないかと思います。

総務福祉文教委員会でも、ほかの議員の方々からこの大崎教室の入れない児童を、例えば木江ですとか東野に連れていくことはできないかという点もあったんですが、保護者の方がお仕事をされてる方が多いので、保護者が迎えに来て連れていくというのはちょっと現実的ではないかと思えます。教育委員会のほうで、車を出すなりスクールバスを活用するなりで運用としてできるものなのか、これも以前お伺いしたことがあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 先ほど森議員が言われた、ほかの教室へのアクセス、これを事務局で調整をして、それで受け入れてもらうというこのやり方、方法は、手法は考えておりません。

先ほど言いました48名の入会希望で、この希望の中に48名で、単刀直入に言いますけれども、決定通知を出せばというふうに考えております。その中には、4年生の児童も含まれております。もっと言えば、5年生もちょっと支援を要する子供さん、そういった方もいらっしゃいますので、そういった方々を含めて48名をお預かりをして運営をするという状況です。

これで一番問題になるのが児童の安全確保、こういった部分が一番重要になってきておりますので、部屋がその2部屋になるということでスペース的には改善されるんですけども、スタッフの目が分散することによって行き届かないとかそういった部分がございますので、この点については十分注視をして運営をしていきたいというふうに考えております。

す。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、現在放課後子ども教室に入会を希望している児童については、全て受け入れられる方向ということでご答弁いただきました。保護者の方も安心して仕事ができるので、仕事に限らないんですが、安心できるのではないかと思います。

では、3番目に移りますが、放課後子ども教室のアンケート結果の公表とアンケートで上がってきた意見、要望、課題に対してどのように対応したか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 令和5年12月に、放課後子ども教室のアンケート調査を実施いたしました。問いかけの内容につきましては、①としまして放課後子ども教室の利用状況について、②としまして放課後子ども教室の事業の内容について、3点目として放課後子ども教室の指導員、スタッフの問題について、そしてお子様の様子について、そして5番目としてその他意見というふうな問いかけをいたしました。

68件中58件の回答を得ました。回答率は85.3%、回答結果については2月26日以降で放課後子ども教室にお子さんを迎えに来られた保護者のほうにお渡しをするというふうな形で返しているところでございます。

保護者からの回答の内容についてなんですけれども、放課後子ども教室の事業内容、指導員について、こういったものはおおむね満足、満足しているというふうな回答が9割以上でございました。お子様の様子につきましても、楽しいで、どちらかといえば楽しいというふうな回答がやはり9割以上というようなことで、ある程度肯定的な意見が多く占められていたというのが結果として受け止めております。

ただ反面、自由意見の中で、指導員の自分の子供に対する注意の仕方とか指導がちょっと厳しすぎるんじゃないかというふうなご意見もありました。この意見につきましては、協働活動サポーター、スタッフ全員で集まって情報を共有して、そういうふうな気持ちを子供のほうに持たれることのないような取組をする、十分配慮していこうというふうなところで意識統一を図ったところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） アンケートの内容については、2月末の総務福祉文教委員会にお

いても報告を受けているんですけれども、自由記述の中で、子供の話なので分かりませんがという前置きはありながらも、頬をたたくのと耳を引っ張るといったようなことがあり、それがけがをするような場面であれば仕方ないですけれどもということで、例えば制服を乱暴に脱ぎ捨てたというようなことでそのようなことはやめてほしいという意見がありました。具体的にこれについてどのような対応をされたのか、教育長に伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） ご質問にお答えします。

まず、私もアンケートを読んだときに、この問題については放置はできないというふうに考えましたので、関係者に全員で情報を共有するように、そして事実を確認するように、その上で明らかになったことに対して誠実に対応するように、少なくともそのように受け止められる対応については今後ないようにという方向に向けて話を進めるようにという指示をいたしました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の答弁によりますと、教育長のほうから現場の会計年度任用職員のスタッフに対応するようにと求めたということで、教育委員会のほうでスタッフ一人一人と面談をして、事実があったのかどうか、どのような状況であったのかなどの確認はしていないということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） はい、そういった確認はできてるといふふうにご理解いただければと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） そういった確認はできているというのは、教育長が各スタッフと面談をして事実確認をしたということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 質問にお答えします。

私が一人一人確認をしたわけではありません。スタッフのほうでそういった確認をしていただいた上で、その結果を報告していただいたということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） その結果として、これが例えば子供の勘違いであった、もしくは

保護者の勘違いであった、もしくは実際にこのようなことがあったというのは、実際はどのようなことだったのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 放課後子ども教室のコーディネーターを中心に、今回のそのアンケート調査の集約をやっていったわけなんですけれども、その中で、今森議員が言われたような内容の回答があったと。これはあってはならないことということで、その状況のあった教室のスタッフを集めて、そこで俗に言う事実確認ですか、こういったことをして行って、スタッフ自体は暴力を振るうとかそういうふうなことではなかったようなんですけれども、それが子供さんに暴力というふうを受け取られたということであれば、これはもう問題になりますので、ここのところは十分注視をして対応していこうというふうな整理にしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の課長のお話ですと、そのような事実はなかったということでよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 事実はあったというふうには受け止めております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 教育長にお伺いします。

学校教育法第11条で体罰のことが定められておりますが、頬をたたく、耳を引っ張るなどは体罰に当たりますか。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って、手を挙げて。

○教育長（恵良隆久君） すみません。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 一般論で言えば体罰に当たると理解をしています。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 放課後子ども教室のスタッフは教員ではありませんので、学校教育法第11条は適用されないのですが、教員が行ったことが体罰になるのであれば、放課後子ども教室のスタッフが行っても同じことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 体罰か体罰でないかということであれば、体罰なのであろうというふうに理解をしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 体罰と認識しながら、教育委員会の対応は足りないのではないかと思いますけれども、事実確認をしてそれが事実である、体罰である、その後の対応は何をされたんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） ミーティングでその確認をして、そういったことがあったということを確認をコーディネーターのほうでしましたので、これについてはもう二度とすることがないようにというふうな確認でとどめております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） この件について、教育委員会議では取り上げておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） まだ取り上げてはおりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） このような重要な体罰があったということについて、教育委員会議で報告しないということはちょっと考えられないんですけれども、教育委員会議の議事録を確認しますと、12月22日の教育委員会議において教育委員から放課後子ども教室のアンケートの内容や結果はということで冒頭に質問があったようです。

この時点でも、12月11日にアンケートを配布しておりますので、教育委員会議においてはこのようなアンケートを実施しています、これが報告が全部集まってきて集計ができたらまたご報告しますというのが当然なのではないかと思うんですけれども、1月24日と2月26日の議事録を確認しても、アンケート結果について、もしくは体罰について全く記載がありませんでした。

このような、体罰があったと認めているのに保護者にも報告してないとは思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） ご質問にお答えします。

まず、このようなことが今後絶対に起こらないようにということが我々に課せられた責務でありますので、それに向けて対応したということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私が議員になる前ですけれども、同じような事案があった際に、問題解決に向けて教育委員会に問題提起をしておりました。そのときは、課長も現在の課長と同じ課長でありますので、その際も事実確認をして、事実であるならば保護者にも報告をして、必要があれば子供に直接話をするなど、対応策についてこうやって欲しいということを申し上げたんですけれども、同じような事案がまた起きていて対応が足りないというのは、教育委員会はなぜ変わらないのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員ご指摘のように、保護者へのケア、こういったものが今回の案件で抜けていたというふうなことで猛省をしているところでございます。

時間的にかなり遅れたというふうな形になりますけれども、保護者並びに該当の児童へのケアといったものに努めたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） ちょっとホームページのほうを確認して、広島県ではなく岡山県なんですけど、体罰を行ってしまったらということで、岡山県のホームページから、もし——これは教職員などですけれども——体罰が見つかったとなりましたらこのようなチャートがあるんですけど、児童・生徒への速やかな誠意ある対応、これはけがの有無の確認ですとか病院に行くなどなんですけど、その次に状況の把握、管理職等への報告、次に関係機関への報告、第1報、次に児童・生徒及び保護者への説明、謝罪、次に児童・生徒保護者への心のケア、次に関係機関への報告、途中経過、最終、最後に全職員への説明、再発防止に向けてということがあります。

教室内でスタッフで話し合うだけでは全く足りていないと思います。これに関しては、町民の子供である、もしくは子供も町民なんですけれども、町長にも報告する必要があるような案件ではないかと思いますが、町長には報告されたのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 総合教育会議などでは、重要な案件があれば報告をして、町長部局と教育委員会部局で話し合うということになってはいますが、少なくとも総合教育会議などで会議を開くかどうかは別として報告も必要なのではないかと思います。これから子育て世代を支援していく、町が一体となってやっていく、子ども・子育て事業計画を一緒につくっていくという中で、教育委員会のほうでそのような事案があったのに町のほうに報告しないというのはちょっと職務として考えられないんですが、教育委員会の管轄であっても、町の子供をそのような体罰で傷つけてしまったということは大変大きな問題だと考えています。ちょっと認識が甘いのではないかと思うんですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） 今回の事案については、書かれた保護者の書きぶりであるとか様々な面からこのような対応になったんですが、もう一度精査をしてまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私のほうで何人もの保護者に聞き取りをしまして、実際に子供にも会ってきました。子供は、もう夏休みと秋にあったことだと言ってました。それだけ前のことであっても忘れていないっていうことは、それだけ心の傷も大きいと思います。

また、すぐに保護者に言えないっていうのも子供も子供なりにいろいろ考えておりますので、こういうことを言ったらもしかしたら逆に怒られてしまうかもしれないという思いがあったりですとか、放課後子ども教室はお父さんお母さんが働いているから行かなきゃいけない場所である、自分がそういうことを言ったら親に迷惑がかかる考えるお子さんもいらっしゃるかもしれません。

ただ、子供がそのようなことがあってなかなか言い出せず、行きたくないと言い出したということで、もう既にそれは非常に大きなことだと思います。また、子供に対して、そのやった先生というかスタッフですけれども、スタッフに謝ってほしいかと聞いたら、謝ってほしいと言っていました。それについては、個別に保護者と子供に謝罪をしていただきたいと思います。

また、今後このようなことがないように、先ほど申し上げたようなガイドラインのようなものをつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（恵良隆久君） はい、つくる方向で検討したいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員、もう一分しかないですよ。

○8番（森 ルイ君） はい、もう終わります。

大崎上島町として、子供を地域全体で守っていく、町全体で守っていくということを、町民もそうですけれども職員のほうもしっかり認識をして、今後進めていっていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで森議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時15分から再開いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 本日は、町道沖浦本郷線に防犯灯の設置をということで1問質問させてもっておりますので、よろしく願いいたします。

本道は、落石防止対策、道路舗装、トンネル内の補修、被覆工剥落防止対策、それから照明更新を整備されてきておりますけれども、昼間は安全で安心して通行できるよう改善されていますが、しかしながらこの道路は勾配が急で大きなカーブも多くあり、時にはイノシシの出没もあり、夜間の通行は非常に危険な状況にあります。

災害時には、迂回路または避難道とも活用される道路なので、早急に防犯外灯を設置し、夜間でも安心して通行できるよう改善されるべきだと思います。

現在、本郷側は七窪池から大崎上島トンネルの間に約20メートルから40メートルの間隔で電柱が建てられております。電柱に共架すれば費用も少なく済むと思うので、現地を調査し、必要な箇所を選定して早急に防犯外灯を設置されるよう、今後の計画を聞かせてもらいたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

防犯外灯の設置は、主に地区からの要望、通学路、居住地区の防犯対策などを目的にし

ております。地区からの要望で設置した防犯外灯は、設置費、電気代を一部負担していただく必要がございますので、人家のない山越えの町道沖浦本郷線には、防犯外灯としての設置は困難と考えております。

これまで道路照明を設置する場合は、主要な交差点、横断歩道に設置しております。しかしながら、町道沖浦本郷線は中野地区と沖浦地区を結ぶ重要な路線と認識しておりますので、現地を調査し、夜間においても安全に通行できるよう道路照明の設置を検討いたします。

また、道路照明を設置するには、場所によっては電柱があっても送電されている電圧の関係から、照明用に追加の電気配線作業などに高額な費用を伴うことが考えられますので、電気配線を使用しない視線誘導標も含めて検討したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今の建設課長の答弁では、町道沖浦本郷線は大崎地区と沖浦地区を結ぶ重要な道路であり、夜間でも安全に通行できるよう道路照明等の設置が必要であることを十分認識しており、設置について現地調査して検討していくとありましたので、設置費用の問題がありますけど、難しい問題がありますけれども、改善されることを期待し、これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 答弁は要りませんか。いいです。

○4番（浜田幸造君） 終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで浜田幸造議員の発言を終わります。

次に、森若 徹議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 本日は、4点ほど質問させていただきます。

まず1点目、原下集会所太陽光発電設備設置工事について。

この案件については、令和5年12月議会において少し触れましたが、そのときには工事費内訳書を提出していただいただけませんでしたので、改めて伺います。

予定価格693万円を提示して、入札案内を7社に出し、5社が入札を辞退、2社で入札を執行しました。1社は307万円オーバーの1,000万円で応札し失格となっております。このことに対して、12月議会において課長は、入社時には入札金額は分からないとの答弁でありましたが、工事費内訳書は応札書と一緒に出てくると思います。金額が分かると思うんですが。

それと、入札に関しては応札金額と工事費内訳書の見積金額で確認するだけか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

1点目の、12月議会において、入札時には入札額が分からないと答弁した意図につきましては、入札書の記載金額は、入札参加者が入札書を投函した後に開札して確認いたします。そのため、入札書の投函前におきましては入札書の記載金額が分からない旨を申し上げます。

入札は、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退した場合、または入札参加者全員が失格、もしくは無効の入札をした場合にその入札を打ち切ることであります。

令和5年6月27日執行の原下集会所太陽光発電設備設置工事の入札においては、森若議員が言われるとおり2社が入札に参加し、そのうち1社が最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内である有効な入札をしており、残り1社は予定価格を超える入札をしたことによる失格であったことから、その結果として有効な入札をした1社を落札者として決定しております。

2点目の、入札に関して応札金額と工事費内訳書の見積金額だけ確認するのかわについては、入札書及び工事費内訳書の提出については無効入札に関する事項を定めております。具体的には、入札書にあっては工事名に誤りがある場合、記名押印がない場合などで、工事費内訳書にあっては入札書に記載された金額の根拠となる工事種別程度までの工事費内訳書の記載がない場合、入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された工事費総額が相違している場合などです。

入札時においては、応札金額のほか入札書及び工事費内訳書の記載内容がこれらの無効入札に該当しているか否かを確認しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） すいませんけど、議長、ちょっと課長に資料を渡しても構いませんか。

○議長（信谷俊樹君） 何の資料です。

○2番（森若 厳君） 今のこの太陽光発電に関する資料。

○議長（信谷俊樹君） いいですよ。

○2番（森若 徹君） いい。

○議長（信谷俊樹君） ええ、持ってって早く渡して。

○2番（森若 徹君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長、座ってから読まんの。

○2番（森若 徹君） いいですか。

○議長（信谷俊樹君） いいですよ。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 私の場合、建築関係の仕事に携わっております。タブレット等の扱いは得手ではありませんが、図面を見ること、見積書を見ることに関しては他の議員よりは目が利くと思っています。

そこで伺いますが、その受注業者の工事費内訳書について確認しますが、内訳書の金額に見積金額632万3,000円、その内訳は電気設備費273万5,054円、共通仮設費9万8,874円、現場管理費77万8,326円、一般管理費37万6,501円、建築改修工事費233万9,245円で、総計でその金額の632万3,000円となっておりますが、まず間違いがないか、それは、課長。

それともう一つ、現場管理費というものは受注業者が現場で施工業者を管理する費用と思いますが、その2点だけ、まず課長お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと答えられるんか。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 今、ちょっと資料をいただいたところで、これが間違いはないかというのは、ちょっと。すぐ、額の話ですよ。

○2番（森若 徹君） そう。632万3,000円のその分のこのある業者が出した分のあれで間違っていないかということをまずお聞きしたい。

○総務課長（山本秀樹君） ちょっと電卓を入れてよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） じゃあ、森若議員、違う質問から。ちょっと今見たばかりじゃけ、内容が分からんので。

○2番（森若 徹君） 計算されとるじゃろう。

○議長（信谷俊樹君） 後で今、後で、違う。

森若議員。

○2番（森若 徹君） それは間違いないと思います。

まず、それじゃ課長、もう一つの問題である現場管理費というものは、2点目の。あれは受注業者が現場で施工業者を管理する費用じゃないのか、違う。現場管理費は。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） この現場管理費というのは、現場で管理する費用ではございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃ、何の費用、現場管理費は。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） ちょっと代わってお答えをいたします。

工事請負費の現場管理費というのは、一般的にはその現場において施工業者が現場の状態、施工状況を自主的に管理するものでございまして、今おっしゃられた下請をとか、そういうものを管理するという項目ではないというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 僕の考えでは、一般管理費というものは受注業者がもろもろせんにゃいかんから、それが一般、僕らに言わせたら管理費なんです。現場管理費というのは、受注した業者が、施工業者が真面目にその図面どおり仕事をしているかどうかを管理するのが現場管理費なんじゃ、僕らに言わせたら。一般管理費と現場管理費とは違うんです、分かります。

大変言い方は悪いんじゃけど、その現場管理費とつとりましたから、現場に何回か行きました。そしたら、2名の方が屋根で施工工事をしておりました。ほじゃが、受注業者さんからは誰もおらんかった。その証拠に、そこに写真も撮って帰ってきた。ほじゃったら、仮に受注業者が現場で管理せんのじゃったら、現場管理費なんか要りゃあせんじやろう。仮に、この工事に10日かかってしたら、1日7万7,833円よ。おらんかったら、ぬれ手に粟じゃない、違う。

ほいで、今言うように受注業者が現場で管理したというんじゃったら、何日したか聞いてこいや。ここへ写真がある、これと日付が入るとるけえ出したらすぐ分かるんじゃけえ。わしもここまであんまりしとない言いとないんじゃけど、今言うようにいろいろいきさつがあつたら言う、徹底的に。

そして、まだあるんじゃ。そして……。

○議長（信谷俊樹君） 早く片づけて。

○2番（森若 巖君） 分かった。合うとったろう。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと聞くけども、管理費代のとこの定義のどこをちゃんと一言わんと駄目やで。そこんどこ、ちゃんと説明せにゃ駄目やで。管理人と監督人とのその辺の。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 現場管理費ですけども、森若議員がおっしゃるのは、設計の管理、設計の業者が来てないっておっしゃるとるという認識をしとんですけど、それでよろしいですか。

○2番（森若 巖君） 現場の管理を。

○総務課長（山本秀樹君） 現場管理費は、工事費の原価に含まれる費用の一部で、先ほど副町長も言われてましたけども、現場管理に必要となる費用を示しまして、現場監督とか現場の作業員の給与とか、事務費用、資材費とその現場に関わる費用全般のことで、経費として見込まれております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 現場管理費というのは、話がかみ合っていないぞ、今言うん。あんたがそこまで百歩譲っても構やへん。ほじゃが、この見積金額を見てみ。建築改修工事費って書いとる。233万9,245円の内訳を精査したんよ。ほじゃったら、ずっと足していつてみ。違うじゃろうが、合計金額が。これ、きれいにこさえてあげとるじゃろう、ここにわしが、あんたらが全部何か分かるように。ぱっと見たときにすぐ分かったんだよ。ほしたら、ここを見たら建築改修工事費233万9,245円って書いとん。その2段下に屋根改修工事費191万8,240円って書いとる。そのもう一つ下を見てみ、屋根工事費173万4,000円って書いとるじゃろう。これがプラスされただけでも233万9,000円をオーバーするんで。分かるようにしてあげとるじゃろう。

○1番（閑田大祐君） 議長。

○2番（森若 巖君） 暫時休憩する。

○1番（閑田大祐君） ちょっと休憩取って、今渡した資料じゃけえ、ちょっと休憩取ってから話のすり合わせをしてもらったらどうですか。

○議長（信谷俊樹君） はい。暫時休憩をいたします。

何分ぐらいかかる。5分でええんや。いや、ちょっと待って、何分ぐらいかかる。

○1番（閑田大祐君） 時間いるんなら2時間でもええで。

○議長（信谷俊樹君） じゃかましいわ。まだ。

○町長（谷川正芳君） 15分でお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 15分ぐらい。今何時や。

1時50分から再開いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩を解いて会議を再開いたします。

森若議員。

○2番（森若 巖君） 皆さんにご迷惑かけましたけど、今、総務課長に説明を受けました。そうしますと、総務課長の説明と、私ちょっと悩むところがあったんじゃけど納得します、それは。ただ、今言いますように、この書き方そのものについてはちょっと納得できません。

それと、今言いました現場管理費の件につきましても、私の理解が足らなかったのか、向こうがうまく説明してくれましたけん、これからは少し気をつけてこの問題については取り上げます。ごめんなさい。

じゃあ、この問題は取り下げます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 2点目、指名競争入札とは。

令和5年12月議会においても指摘したように、ある地区における指名競争入札について疑念をいただいていたら指摘すると言っていた。

そこで伺いますが、令和5年12月19日に入札を執行した工事名、町道〇〇〇工事について、予定公表価格246万1,000円で入札案内を14社に出して、7社が辞退して7社が入札に応札しております。1社は予定価格で応札し、6社が218万8,000円で応札し、くじによって落札業者が決まりました。

同じ積算ソフトで積算すれば同額になることは理解できますが、この入札のどこに競争の原理であります競る、競う、競り合うことが働いていると思います。前も言ったように、あまたの人で協議することは談合と言われました。証拠はありませんけど。ほじゃが、自分は大きな疑念を持っております。そうでないと、応札した6業者全てが積算ソフトが出した金額で応札することは考えられません。課長の答弁をいただきたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

令和5年12月19日執行の入札におきましては、ご指摘のとおり執行されている事実は承知しております。

ご質問の、この入札に関し価格の競争が働いているかについては、本町の工事に係る入札において、予定価格が5,000万円未満の場合は事前にその金額を公表しております。また、最低制限価格制度を適用しているところ、その金額の算出方法も公表しております。これらのことから、適正な積算能力を有する入札参加者が最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で応札することは可能となっております。

一方で、入札参加者の応札額については、先ほども申しましたが入札参加者の判断に委ねられております。この工事の入札におきましても、入札参加者のそれぞれが判断した結果、1社が予定価格と同額の金額で応札し、残りの6社が最低制限価格以上で同額の最低価格を応札した、そして応札した6社によるくじにより落札業者を決定しております。その過程において競争性は確保できているものと考えており、町といたしましては適正な入札を執行し、その結果として落札者を決定したものと認識しております。

なお、競争入札の利点を生かすという点においては、入札制度の見直しを図ること、談合等の不正行為の発生を防止するための法令遵守に関する意識の向上に向けた取組を行うことの必要性は感じております。

引き続き、他団体の状況、取組などを参考にし、その検討をしたいと考えております。
以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほじゃ、課長、今の課長の答弁ではこの218万8,000円というのは最低制限価格の一番下ということですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） この218万8,000円で6社が応札したということ、それは適正な入札として終了しておりますので、先ほど説明いたしました最低制限価格以上で最低の価格を応札した業者が6社いたということでございます。

○2番（森若 徹君） 議長、もう一遍確認します。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。座って、手を挙げて。

森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃ、課長、この金額というものはもう最低制限額ボーダー

ラインじゃろ、これをじゃけえ1,000円でも切ったらドボンじゃな。ということじゃろ。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 調べてくればよかったです、この工事の最低制限価格はちょっと調べてきておりません。最低制限価格、今、森若議員が質問された、これより1,000円より下回ったらドボンだなという質問に対しては、この金額が最低制限価格であれば1,000円でも下回れば失格になります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） ほいじゃ、課長、これは公文書開示請求書があるじゃない。これを出したら、この案件については最低制限価格が何ぼじゃったということは教えてもらえる。

○総務課長（山本秀樹君） 公文書開示というて言われたんですか。

○議長（信谷俊樹君） 何を言うとな。手を挙げんか。

総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 最低制限価格については、算出方法は公表しております。その公文書の中に、公文書開示請求っておっしゃったので、公文書の中に最低制限価格の金額が入っていれば公表になるとは思いますが、ホームページ等で算定方法等は公表されていますので、そういった手続を踏まれるより計算したほうが、それはされるかどうかは分かりませんが、回答といたしましてはその公文書に最低制限価格の金額が入っていて、それを公表するにふさわしいといえますか、公表すべきであろうという判断がされた場合は公表になると考えます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 今、課長の答弁では、最低制限価格の計算の仕方は公表しとると言われましたね、はっきり。公表するから、俗に言う競る、競う、これが働かんのじゃないん。要するに、指名競争入札、競争ということは競り合うことを競争というんよ。この工事については最低価格が1万円ですよというたら、みんな1万円を出すじゃない。そしたらくじになるじゃない、当然。そうじゃろ、違う。あんたの今の答弁じゃったら、最低制限価格の金額の計算の仕方を出しとると言うたじゃろ、公表しとると言うたんじゃろ。

ということは、今言うように皆さんが、さあこれは最低制限価格1万円じゃのというたら、皆さん1万円を出すじゃん。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 私が公表していると言ったのは、額を公表しているのではありません。計算方法を公表しておりますので、それぞれの最低制限価格を算出、各業者が算定される場合には、ちょっと計算方法を忘れましたが、直工に何ぼかけたり諸経費に何%かけたりして出すんですけども、その直接工事費の額がそれぞれの業者によってどういうふうに算定するかというのは業者の判断ですので、最低制限価格を計算する方法は、もう一回申しますけども、計算方法はホームページで公表しておりますけども、額については予定価格は公表しますが、最低制限価格は何ぼですというのは公表しておりませんので、どの額を入れるかはこの質問の一番初めにも申しましたが、各入札参加者の判断に委ねられますので、どの額を入れるか、たまたま今後の工事についてはその価格が6社の額が同額と計算したものと判断しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 計算の仕方を公表したら、最低制限価格の、ほしたらおのずと出てこんのん。早く言えば、2足す2を足せば4ですよというんと一緒に、最低制限価格の計算の仕方を公表しとんじゃろ。ほして、やったおかげでこあんして同じ金額じゃない。ということは、今言うように、わしに言わせたら、わしの悪い頭でどう考えても納得せん。ほして、極端なんを言う。このたびは多分来たんじゃけど、この令和6年2月6日に入札執行した資料がある。これもまた同じようなこと。それも、どうしてこれ一部の地区だけに偏るんかな。ちょっとそこを教えてくれる。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 一部の地区に偏るが、どう思うかということでございますけども、我々町としましては地区の認識はございません。

入札案内をする場合、工事費の額にもよりますけども、島内の指名願を出して、工事の種別によって業者数は違いますけども、町内の例えば建設会社の工事だと、その案件がある、該当となる業者へは全て出します。そのそれぞれの業者の判断によりまして、その入札に参加するしない、また入札書に記載する金額をどのように入れて応札するというのは、それぞれの業者の判断と再三申しますけども、その判断と受け取っておりますので、なぜその地区が多いのかということにつきましては、分かりかねます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃ、これは課長、業者に最低価格の計算の仕方を公表しとんじゃろ。これをやめたら競争の原理が働くんじゃないのか。最低制限価格の公表、仕方をやめてしまうと、競争という競る、競う、働くじゃろう。それが公表の仕方をしとるばっかしの、今言うように業者は1万円のもの1万円ですんじゃろ。計算したら1万円って出ましたというたら1万円を書いて出すんじゃろ。それを教えんにゃ、右往左往するだけじゃろう、業者は。違うか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問で、最低制限価格の計算方法について公表しなければいいのではないかということですが、他の自治体、また公契連ですか、についても最低制限価格の算出方法については公表しております。したがって、本町におきましても最低制限価格の制度を運用している限りはしていくべきものだと判断しております。

また、くじだから競争原理が働かないっておっしゃられておりますけれども、先ほどから再三申しますが、応札額を積算システムを使ってその工事費の額は算出し、それに基づいて各業者が最低制限価格がある工事についてはその最低制限価格も算定していると認識しております。その範囲内においてどの額を入れるかにつきましては、先ほどから申しまわっているとおり、業者の判断ということで、この工事については6社が同額の額を入れた。したがって、競争の原理は働いているというふうに認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長の認識と私の認識とは大きなずれがあります。

この質問はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 3問目、柿の浦住宅について。

令和3年に委託費4,800万円を計上し、ある会社が22.1%、860万円で落札し、鉄筋6階建ての高層住宅の図面が出来上がりました。いろいろな問題が発生し、最初の計画は白紙になりましたが、これから先、町としてはこの問題をどのように考えているか伺いたい。

また、前回のことを教訓として、このたびは建設検討委員会を立ち上げるとのことでしたが、いつ頃を考えているのか、またいつ頃までにその結論を出すのか、それを伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

柿の浦住宅建設事業については、柿の浦住宅新築工事基本計画検討協議会を設置し、建設戸数、建設棟数、建築物の構造など、柿の浦住宅新築工事に係る基本計画を検討する予定です。

この協議会は、大崎上島町議会議員4名と大崎上島町役場の3名で構成し、令和6年2月14日、第1回会議を開催しております。町営住宅の現状を踏まえ、今後の町営住宅の在り方にも影響する重要な協議会と位置づけておりますので、慎重な協議を行ってまいり所存です。

いつまでというのは、この協議の進行状況において決定されると思いますので、今のところは不明でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今課長から答弁をいただきましたけど、鉄は熱いうちに打てといっています。いつまでも検討委員会でだらだらだらだら検討するんでなくて、なるべく早く答えを出してほしいと思います。

それと、前回のように4階以上の高層にしますと、エレベーターなどいろんな費用がかかってきます、余分な。それよりは、うちの町の規模に合ったような低層住宅にするのが僕は全て町の考えとしてはいいと思いますけど、その点だけちょっとお答えください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 協議会において、議員各位4名と役場の3名で協議をすることになっております。その会議において、今の質問の部分についても協議を検討していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これは私の要望であります、建築業の工事の場合には各業者の裾野が広いんです、土木工事と違って。できたら、島内の業者が受注すると思います。その場合には、少しでも島内の業者並びに職人さんが関わりを持てるように配慮していただくことを要望して、この質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） あと何分あります。

○議長（信谷俊樹君） あと20分から25分ぐらい。

○2番（森若 巖君） 十分じゃな。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、そんなに十分じゃない。

○2番（森若 巖君） 4点目、町道大久保線改良工事について。

この質問の前に、この件を令和3年当初議会で取り上げました。現在までに7回質問し、課長の答弁も7回いただいています。この問題を取り上げるのは、これで最後にしたいと思います。ここに、その7回の質問と課長が答えてくれた答弁書があります。これからお聞きしますが、今までの答弁とそごのないようにお願いします。

令和3年当初予算の中に、調査測量設計費用2,500万円、総事業費1億3,000万円で長さ320メートルを計画し、その説明がありました。畑耕作者が3名のために整備する必要があるのかの問いかけに課長は、平成25年、上組から要望があったとのことでした。その当時は、下に中学校もスーパーマーケットもあり、生活道路としての役目もありました。だが、この事業が計画に上がった令和3年には中学校もスーパーマーケットもなく、3名の畑耕作者が利用するだけになっていました。

それでも、4年にも、いかなる理由か分かりませんが、総事業費が8,000万円に減額され、調査測量設計費用として1,000万円が計上されました。5年になりますと、総事業費が1億6,000万円に膨らみ、調査測量設計費用1,400万円が計上されました。6年度に、この1,400万円は繰越しになっているということは、まだ工事を進めるつもりかと。

議員さんの中には、予算の承認された工事は執行すべきという方がおられますが、例に出して悪いんですが、柿の浦住宅の新築工事、大串キャンプ場の整備工事等は予算が承認されても工事は中断になっております。この道路改良工事は、私に言わせれば無駄な公共工事の見本ではありませんか。

それだけでなく、町道の維持管理はできていません。その中で、このようなことを考えるということは、理解に苦しみます。人口7,000人余りの町の令和4年度末の町債残高は、3月広報によりますと140億6,000万円です。この一因ではないか、こういう無駄な工事をすることが。必要な工事は、しても構いません。無駄な工事は、なるべくやめたほうがいいと思います。この工事を執行するかしないか、課長、聞きたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

この町道大久保線は、平成31年度に点検要領に基づきトンネル点検をした結果、老朽

化が進み構造物の機能に支障が出ていることから、今後道路として維持管理していくことは困難であると判断しております。

また、道路幅員が1.9メートルのトンネル部分の拡幅ができれば、上組区と白水区を結ぶ道路全体が車道としての機能を有することができることから、道路改良が必要と判断したものです。

この道路が現代の規格に合わせた道路に改良できれば、不特定多数の町民が車両で安全に通行できるようになります。そして、トンネルの白水側には白水の駐在所から垂水フェリー付近までの水道を賄っている重要な配水施設があることから、住民のライフラインである水道施設の維持管理にも利用できます。

このことから、予算の範囲内で事業を継続したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長から答弁いただきましたけど、これ3月補正によりますと事業費の1,400万円、いろいろさっき今まで一旦繰越しになっておりますけど、6年度の事業計画に上がってないんです、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業計画自体は継続するものと考えております。

ただ、令和6年度予算には上げてないのは、事業の用地のほうで少し問題があって1年間遅れるという意味で、令和6年度の予算は計上しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、それは問題というのは何ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 用地関係の境界が定まらないということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ということは、課長、あっこは今この用地買収があるわな、ミカン畑の。あれが済めばやるということ、まだ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業を執行していく中で、用地買収は必須条件となります。事業を進めていくには用地買収をやっていくと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、仮にできてもあれは町道じゃろう、あの大久保線は。用地

買収が済んで、仮にできたとしても町道なんじゃろ。町道の維持管理が、今さっき言ったようにうまくいっとる、この町内で。到底うまくいってるとは思わんぞ、わしは。その中で、無駄な道路を、今のをやめてしまえや。

今言うように、140億円あまってこの7,000人余りの町で町債があるんで。海田なんか見てみ、3万800人ぐらいで96億円よ、どう思う、この数字を見て。いかに今まで町が、業者にいろんな大盤振る舞いしてる証拠じゃないのか。これから先、人口というものはどんどんどんどん減っていくよ。全部これ、次の世代に送るのか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町の道路改良事業については、町道が今168キロほどあります。仮に、毎年1キロずつ改良とか直していったとして、皆さんの家の前の町道は168年後に新しくなります。そのくらい道路って長いわけです。常に道路にはお金をかけていかないと、維持修繕管理は必要となってまいります。

そう考えると、道路新設改良を今現在無駄と言われるんですけども、今回のトンネルに関しては、このトンネル54メートルを改良することで全線が生きるということで改良に踏み切ったものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃ、このたびつとった予算というものは、今つとる大崎隧道がありますわいね。上組隧道がありますね。あれの調査、それとも幾らか当初予算つけとったじゃない、上島隧道の予算を。その予算というものは、今現在ある上島隧道の調査測量する費用。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 去年説明したんですけども、調査費用となっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 仮に、課長、今の上島隧道があるわいな、あれを拡幅せずに今でも人間や自転車やバイクが通れます。車も無理したら通れるんじゃけど。それが通れて、まだその横に新しく道路をこさえるつもり。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほども申しましたけれども、今の既存のトンネルがもう危険な状態になっていくであろうということから、町道としては使えないと判断しております。そのため、その横に今の規格、もう少し広い道路を開通させて、上組区から白水区を

結ぶという計画でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ということは、課長、今でもあの道路が仮にできたとしたら、上組区と白水区を結ぶ生活道路じゃと思っとる。駄目よ、あんた。あれから下を見てみ、あんた。どのような山道になっとる、下まで降りるのか。大原へ抜ける町道があるじゃない、あっこまで道を通すのか、ずっと整備するのか、中途半端な整備して何にもならんじやろう。そういうことが全部無駄遣いだよ、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今ご質問のあった、上組区から白水区の道路ですけれども、この中で一番狭いトンネル区間54メートルを改良するという計画でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） その下はどうされます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） トンネルの改良ということで今計画しておりますので、そのほかは決まっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それから先は決まっておりますということは、見切り発車ということ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上組区から白水区の道路を考えたときに、今トンネルの部分がボトルネック、狭隘区間となっております。この狭隘区間の解消のために、このたびの道路改良計画を実施したものです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） いつまで課長と丁々発止しても、今言いますように、なかなかこれという回答は返ってきませんので、この質問はこれでやめます。答弁はいいです。また、仕切り直しします。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

2時半から再開いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 久しぶりの一般質問なんで、ちょっと上がって震えておりますが、まず質問する前にちょっと訂正をお願いします。何回も見たんですが、5番目の、今回いまだという平仮名で打ったつもりなんですが漢字が入っていますんで、平仮名に直してください。

じゃあ、質問いたします。

大望月邸のふすまの加工、つまり絵を描くことについて質問します。

大望月邸の指定管理者オーストより、邸内のふすまに絵画の加工をし、その制作費はオーストが持つとの申入れに対し、町長の決裁が得られていないとの話を聞いております。

そこで、以下質問します。

申入れを受けたのは誰ですか、その経緯をご説明ください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

まず、申入れを受けましたのは教育委員会です。

経緯につきましては、令和5年2月に大望月邸のびょうぶ絵とふすま絵を描いていただいた広島女学院大学の教授である三桝正典氏が、再度大望月邸の表座敷のふすま8枚にふすま絵を描くことを承諾いただいたことによります。三桝氏との調整につきましては、指定管理者の一般社団法人オーストが担っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） それに対して、教育委員会はどのような回答をしたのですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 申入れの内容は、指定管理者の一般社団法人オーストより、令和5年12月4日に制作許可願という形で教育委員会にありました。

内容は、先ほど申しあげましたけれども、令和5年2月にびょうぶ絵とふすま絵を手がけた三桝氏が、大望月邸の表座敷のふすま8枚にふすま絵を描くというものであります。

絵の内容については、瀬戸内の自然の原風景が残っている大崎上島の海、波をイメージ

したアート作品になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 再度聞きますけども、オーストが申し入れた理由といたしますか、なぜふすまに絵を書かせてくださいと、書きますというんか書かせてくださいというんか、どっちかな、分からんけど、その申出があったのは、その理由は何ですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 海と島の歴史資料館、大望月邸は、平成14年、旧東野町時代に望月圭介氏のお屋敷をリニューアルする形で、新町合併に向けて歴史並びに海に関する部分についての資料展示をするというふうなことで改築をされました。新町合併以降、東野町から新町に引継ぎをして、教育委員会がその管理をしておりました。

3年前からは、町直営の管理というわけではなく、指定管理で一般社団法人オーストに指定管理をしていただくというような経緯を踏んできたわけなんですけれども、ちょうどコロナパンデミックの関係があって、なかなか集客もおぼつかない状態、あと閉館せざるを得ない状況といったものも、令和3年、令和4年の期間には続きました。

そういった中で、これから島外の来島者はもとより町民の方にもこの大望月邸をステージとしていろんな企画展とかそういったものをやっていく中で、海と島の歴史資料館の大望月邸の付加価値をつけるといった意味で、今のこの三柵先生のプレゼンがありました。

三柵先生は、今女学院の教授という立場なんですけれども、絵のサイズ1号でいいますと17万円ほど、それだけ価値があるというふうに認識をされてるんですけれども、ふすま1枚、ざっくりですけれども約100号です。だから、17万円の100倍ということではないんですけれども、そういった価値もある。その方が絵の具代と、あと自分のアトリエのふすまの運搬賃だけ、例えば絵を描くためのそういった経費については必要ない、この大望月邸の付加価値を高めるために貢献をしたいというふうなプレゼンもあったものですから、これは町にとってもいいことであろうということで、大望月邸の運営委員会のほうでもこの提案を諮ってオーケーをいただいて、町長、教育長の決裁を受けるべく教育委員会から起案をしたところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今の答弁からいうたら、私が2番目に質問したこともかぶつとるわけなんですけども、私が聞いた範囲では、もうちょっとふすま絵が古くなっているから

上に絵を描いたらもっと長もちするんじゃないかなという思いでもあったんじゃないかな
ということは聞いておりますが、それは又聞きなんで、伝聞なんではっきりしたことは言
えませんが、それはいいとして、三柵正典先生がどこにといたら表、もう一回聞き
ます。三柵先生がどこにどのような絵を描くのか、もう一度お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 表座敷という、ちょっと先ほど答弁をさせてもらったんです
けれども、前は多門、県道からすぐ門があって両サイドにギャラリーがあったり、県道
から向かって左側には和室がございます。そのふすま絵に絵を描くという形だったんで
すけれども、今回は奥のお屋敷です。正面に玄関がございますけれども、玄関奥の俗に言
う表座敷のふすまに描くものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 絵を描いていただくことには何ら異議はないんですけども、もう
一つの考え方として、ふすまは町の固有財産です。固有財産を処分するということに関し
て、例えば私の周りでは絵よりも今の無地のままがいいという方もおられるんです。そし
て、じゃあ絵を描いていただくというよりも無地のほうがいいという方に対して、その辺
の議論はなされましたか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 先ほど申し上げましたように、運営委員会の中では議論をい
たしました。議論をした内容を持って、前回多門のふすま絵を描いていただいたときは、
教育長、町長の決裁もいただいて描いていただきました。

今回については、お屋敷のふすま絵ということで、やはり同じく運営委員会を開いて、
例えば先ほど渡辺議員がおっしゃられるように、要は昔のまま、そのまま無垢の状態がい
いというふうな考え方もあるということも認識はしております。そういった、このままの
状態で未来永劫、保存、保管していくのがよいのか、先ほど言った絵というもので付加価
値をかける形で新たな大望月邸の魅力といいますか、そういったものを発信していくのが
よいのかというふうなところで、先ほど言った運営委員会の中でいろいろ意見を伺ったん
ですけれども、運営委員会の中では満場一致という形で、絵を描いていただこうというよ
うな形になったということで起案をしたものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） その議論は分かります。

ここに、インターネットで大望月邸を調べてみますと、大崎上島の豪商が建てた回船問屋の邸宅ということで、誰が上げとるかちょっと分からんですけど、インターネットに上って、恐らく町の資料を参考にインターネットを書いて、文章も書いておられると思われます。歴史からちょっと言わせていただければ、瀬戸内海に浮かぶ大崎上島の北西部に明治初代期1875年、明治7年ですね、6年の歳月をかけて建てられた大望月邸があります。建築した望月東之助は、江戸時代末期から明治にかけて海運、造船、塩田、酒造業で活躍した豪商で、瀬戸内海でも有数の回船問屋の邸宅でしたという、それが大望月邸の歴史です。

それで、大正時代には内務大臣の望月圭介大臣も住まわれていたという歴史もあります。その歴史の建物の中で、こういう文章もあります、現在の望月邸は回船問屋だった豪商の屋敷をできる限りかつての姿のまま保存し、改修した上で、大崎上島の文化と歴史を伝える貴重な品々や資料を展示する海と島の歴史資料館として公開されていますということになって、ここに書いてます。

今読んだように、屋敷をできる限りかつての姿のまま保存、改修したのであれば、平成14年ですか、であれば、恐らく昔からのふすまは無地だったのではないかと推測されます。また、建具自体も当時のものだったのではないかと思います。というのが、私が大望月邸を訪ねたときに、ふすまの修理という話をしましたんで、恐らく当時のままのふすまだと想像できます。確実ではないですが、恐らくそうなんじゃないかと思います。

であるならば、文化遺産として継承するという意味での、そのままのほうがよいという議論の余地があったのではないかと思いますけども、その辺についてはどう考えますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 渡辺議員がおっしゃられることもよくよく理解はできます。

14年以降、大望月邸が改築をされていろんな方が、町内の方はもちろんですけども、来島をされた方々が行ってみようというふうなところへ行かれているというふうな中で、当然昔ながらの豪壮な建築に触れて感激された来島者も当然多かったものだろうと思います。

ただ、これをそのまま未来永劫保存するっていう部分も、これは一つ大切なことではあると思います。これを否定するわけではございませんけれども、これから先ほど言いましたパンデミックが明けて、もっともっと多くの来島者に来ていただけるようなものというふうなことで、付加価値をつけるっていうふうなところっていうのも必要なのかなという

ことで、両者両立はなかなかしにくいわけですが、もともとのふすまっていうのが、もともとあったふすま材を全て使ってるかどうか、ちょっと私も確認はしておりませんが、その平成14年当時はもうお屋敷のほうはかなり傷んでたというふうなことも聞いております。

そういった中で、昔のものを復活させたというのが14年のタイミングだと思うんですが、約20年たってこれからもそれを保持するというふうな考え方と、先ほど言いましたような形で、より海と島というふうなイメージをあれする部分について、企画したときに運営委員会のほうでも出た意見ですが、そういったことに変化を求めるところも必要ではないかなというふうなところで今に至るというふうな形でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 言っていることも分からんではないですが、さっき言ったように文化財を保存するという意味では、そのまま無地のほうがいいんじゃないかという意見もあるんじゃないかと思います。

さっきみしたインターネットの中でも、ちゃんとここへ広大な屋敷の座敷を自分の足で歩いて豪商の気分を体感できる感覚で、ふすまが何重も続く雄大な優雅な大広間は一見の価値ありというふうに、これは無地なんです。だから、こういう格好で文化財を承継していくという意味では、非常に大切なことじゃないかと私は感じております。

私の意見はそれとして、もちろん絵を描いていただくことに反対してるわけじゃないんです。先生の出されている本、これ私買わせていただきました。ほんで、56ページを見たら、さっき言われたようにびょうぶ2隻にちゃんと絵を描かれております。素晴らしい絵です。

残念に思うのは、せっかく描いていただけるなら、新しいふすまを用意して対応できなかったのかなと。新しいふすまに描いてくださいという対応ができなかったのかなという思いがするんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） すいません、新しいふすまに描いていただくという発想はございませんでした。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） とても残念なことだと思います。

来館者を呼び込む一つの手法として、常時先生のふすま絵が見えるというよりも、限定的に見る期間を入れ替えて、限定的にこの期間は先生の絵が見れますよという宣伝の方法も一つあるんじゃないかという思いがします。

だから、そういういろんな方法があるにもかかわらず、そういうオファーを一切してない、そのまま向こうの言われるとおりのまま受け入れた、もうちょっと考える余地があるんじゃないか。なぜならば、あくまでも町固有の固有財産であるというところをもうちょっと重点を置いて考えていただきたかったということを思います、私は。

そういうことで、その点では残念だったなと思います。だから、新しいふすまへ絵を描いてもらって、期間に応じてその時々利用法に応じてふすまをやり替えるという方法もあったんじゃないかという、残念な気持ちで今おります。

それで、次の3番に行くんですけども、制作費はどのぐらいかかりますか、加工後の価値は幾らですかということで、これも答えをいただいたんですが、制作費は先生が持ってくれる、またはオーストが持ってくると。価値は、17万円というたら100号というたら170万円ですか、ふすま絵を描いていただいたら170万円になるということなんですよね。その時点で、ふすまの絵が出来上がった時点でこのふすまは誰のものになりますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 町のもので。大崎上島町の所有です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） ちょっと違います。民法の物権法なんですけど、246条加工という条文があります。他人の動産に工作を加えたものがあるときは、その加工の所有者は材料の所有者に帰属する、今の言われたとおりです。ただし、工作によって著しく価格が材料の価格を超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。いわゆる先生が170万円の絵ができたときは先生の所有権になると書いとんです、法律上は。この辺、考えてなかったですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 前回、多門のふすま絵を描いていただきました。お屋敷のほうはこれからというふうなことになるのですが、じゃあその多門のふすま絵の所有っていのを三柵先生が主張されてるかということ、それはございません。もう町のほうに帰属す

るという、これはもう了解は得ております。これから将来的にお屋敷のふすま絵をもし仮に描いていただけるというような形になれば、多門のふすま絵同様の考え方に立つと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かります。

もちろん、先生がこれはわしのもんじゃというわけないんですけど、ただ法律的にはもし出来上がったものが、いやこれわしが気に入ったけん、わしの手元に置くというときには、もう先生のものになるという可能性があるということをおっしゃっていただいただけで、だからその辺のことも考えて、ちゃんとあと寄附をいただけるなら文書か何かできっちりとその辺の契約上のことをしとかんと、あと問題になりますよという意味で、ちょっと警告の意味で発言させていただきました。

それと、さっき言うたように4番目に行きます。

離れのふすま及びびょうぶ2隻には、既に絵の加工がされています。これがされた経緯は、また誰の判断でされたんですか。もう一度、お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 離れのふすまの関係につきましては、指定管理者である一般社団法人オーストより、令和4年10月31日に大望月邸のびょうぶ絵、ふすま絵の制作許可願が教育委員会のほうに提出をされまして、教育委員会では町長と教育長の制作許可に係る決裁を受け、11月に制作を依頼し、明けた令和5年2月にびょうぶ絵2隻とふすま絵8枚が完成し、大望月邸に納品をされました。

経費につきましては、絵の具代とびょうぶとふすまの輸送経費のみで、指定管理者が指定管理料の中から支払いをしているところでございます。

この取組については、新たな取組ということで、その進め方に関して教育委員会から指定管理者に対して指導というところとちょっとあれですけども、そういったことも今思えばもっと必要だったかなのかなというふうな点は、若干反省する部分でございまして。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 当時、高田町政の時代ですね。だから、高田町長に許可を得たかどうか、ちょっと今は聞きませんが、できているんで、実際私大望月邸へ行って見させていただきました。びょうぶ2隻、すばらしい絵です。

ただ、さっき言うたように、町固有の財産であるだけに、それを制作する過程をきちっ

と段取りをつけてやっていただいたと思うんですけども、今回もその段取りでいただければ何の問題もなかったと思うんですけども、その点が一つ残念だなという思いがしています。やっぱり先生の絵は素晴らしいので、できればさっき言うたように新しいびょうぶを用意して描いていただけるといいうんが最高のやり方なんじゃないかなと、私個人的には思いますんで、その辺は留め置いていてください。

そこで、最後に町長にお伺いするんですが、町長が今回まだ決裁されてないという話なんですけども、その点について理由を伺います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

このことについては、そもそも所管部局の教育委員会として、財産管理上2つの問題を抱えてあったにもかかわらず、それを処理しない中でこういう決裁をするのがいかがかという考え方に基づいております。詳しく申し上げます。

1つ目は、教育委員会は町の有形文化財として認定しているもの、あるいは認定すべきと認識しているものについては、町民共有の宝である歴史的資産として位置づけ、その管理基準を明確にする必要がある。

2つ目、指定管理の在り方について、ここ数年来、町監査委員による定期監査で何度も指摘された事項を速やかに改善する必要があること。この改善点は、その手続として施設本来の目的にかなう管理、運用がなされており、備品や展示物の台帳が整備され、附帯する備品が適正に管理されているかなど、年次報告の確認と評価が常になされていることが前提となります。

つまり、教育委員会は毎年、指定管理者に対し、常に本来の目的や趣旨にのっとり適正な管理が行われなければならないのです。この条件を満たしているいないについて、起案を見た限りは満たしていないという判断をせざるを得ないということで、この町長の指摘に対して、現段階では教育委員会として整理ができていないことゆえの判断でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） やっぱり教育委員会に対しての注文ということで、それが町長としての態度だということなんですけども、それは町長に批判を受けることは覚悟の上での発言だと思うんですけども、いや、私としては町長の考え方にある程度は賛同することもあるんですけども、私が思うに議会の決裁の不要な案件は町長の思想信条で判断されて

結構だと思うんです。それで、そうすることが町長としての個性を出すということで、非常にその方法でいいんじゃないかと思うんです。それが二元代表制の本来の意味ではないかと思います。

ただ、このことを究極的に言えば、町長の好き嫌いで何でもある程度できるという意味にありますんで、その辺もちょっと十分注意して判断していただければという思いもあります。

そういうことなんで、今町長が決裁をしていない、なされてないということも踏まえて、私はぜひとも絵を描いていただきたいと思いますんで、教育委員会としてはぜひともそういう判断の下にいただければという思いで、質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

次に、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 本日は、長期総合計画ということで1点質問いたします。その中身については、詳細にいたしておりませんことを、この場をお借りしましてちょっとお断りいたします。

町長が先ほど来、午前中の一般質問から始まって今まで何度も長期総合計画の中身、何人かの議員とダブルもトリプルもあるわけなんです、なるべくダブらないように私なりの質問をちょっとさせていただきます。

この中に、3点、私は非常に目を引く文言があります。というのは、守るもの、変えるもの、後世に託すもの、これは何ぞいと。私は、町長が町長選挙に出る際に同行いたしました。選挙演説、それが済みましたら所信表明、そして施政方針と、この3回町民の方が本当にやってくれるのかなと、私の声が届いたかなというぐらい何回も発言しておりました。その中身は、やります、この谷川はやりますよと町民に声かけをしておりました。

それは何かといいますと、後期高齢者が進む中で、老人が何を求めているのか、何をしてもらいたいのかというのは、別に私はええ生活がしたいわけじゃないんじゃないかと、今のままでいいと、何とかしてくださいよ、助けてくださいよという言葉なんです。その言葉に対して、谷川町長はやりますよと、必ずやります、任せてくださいって言いました。それだけの言葉を発する以上は、それだけの信念を持って町長選に出られたと思います。

そして、所信表明から施政方針、言葉を発する機会があったわけですから。その中身について、先ほど私が言いましたこの3つの中身、事細かく町民に分かりやすく、高齢者に分か

りやすく説明してやっていただきたいと。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

この所信表明と、それとこの間行わせていただいた施政方針、この中で、特に施政方針の中では、新しくやることにポイントを置いた事業の説明をあえてさせていただきました。

その結果どうなるか、既存の事業で今日多少は申し上げましたけれども、その中に既存の事業が医療、福祉のところに入っております。なぜそういうことになってたかといいますと、実はもう今年度の事業で、その選挙のときにやりますといったことの2つがもう実は動いております。

その一つは何か。当時、私は社会福祉協議会の特別委員長をしております、地域支え合いたいという意味の委員長をしております。そのときの検討した内容は、実はこの翌年度、当年度令和5年度でございますけれども、事業として重点事業、地域支え合い体制整備事業という中で、高齢者と避難行動支援者台帳システム整備というものが、もう実際重点事業の中に入っております。この事業が入るのは、その前提として県立広島大学と社協の協力によって3年間かけた研究開発の時点がございました。

その部分を受けて、まず災害において一人暮らしの人がさまよって逃げることもできなくというような状態が起こらないこと、そういうことでいわゆる高齢者の巡回相談員の人が今大変苦勞しておられます。その方々が対象としておる高齢者の避難行動、これは福祉課も把握しながら、そして社協のほうにもその相談員との関係で理解を深めていると、そういった公助と共助がまとまってやってる事業の一番の目指すべきモデル的な最初の事項だと思っております。

そういう意味で、共助というものを今朝申し上げました。共助で何ができるかということを実はもう既存の事業で始めております。

そしてもう一つ、今年度、今後来年からの3年間、高齢者保健福祉及び介護保険事業計画というものをこの2月に1年かけて策定をしていただいております。この中で、共助のところをどう考えていくかといったときに、当時やはり選挙のときに言った、お一人孤独で大変な生活をしておられる方、先ほど上青木議員のほうから助けてくださいと言われてた方に対して何ができるか、施設にも行けない、かといって、行けないというよりもまだ行きたくない、高齢で1人でその生活を何とかしのぎたい。そういう方々に家に訪問をす

るという訪問看護、訪問介護というものをすぐにでもやりますという部分を、実はこの計画の中にも今年度取り込んでいただいております。

それを受けて、実際民間のほうで、要するに地元でホームヘルパー制度をやっているところは高齢者で運用がもうままならない状態まで非常に困っている状態、それを民間の福祉関係会社がまずは介護の支援センターをつくり、もうしばらくすれば看護のほうにも手を伸ばして、要するにそういった人材を、この島の人ではないけれども、外の竹原方面の方々を中心として手伝ってもらってそういう形をつくっていくというのが、実は町長としてというよりも、谷川として、もうやるべきことを実は今年度、町の部局でやっていただいていたということがございます。

それを受けて、今後さらにどうしていくかということで、まず長期総合計画に関係していくということで、今の高齢者保健福祉計画、これが今年から動き、そして7年、8年と3年間はその計画の下で動いてまいります。

それを受けて、何をやっていくかということでございますが、この守るものと、さらに変えるものということで、大事に残してとにかくやっていかなくちゃいけない、継続としたものをさらにイノベーションという意識で新しいものに付加し、よりいいものにしていくというものをこれからはやっていかなければなりません。

それは、町民だけでは難しい、関連団体だけでも難しい、企業も入ってもらう、大学にも関わってもらうという緊密な連携によって新たなプロジェクトを立ち上げていきたいというふうに思っております。

先ほども言いましたけれども、民間主導で手伝ってくれる方も出てきております。そういった中で、これからは多機能型の居住介護など新分野の展開も起こってまいります。町と関係機関が密接に連携して、要するに今高齢者を支える若者たちの数が全国どこでも下がっている危機的状态ということの、その地域で若者が少ない状態ならば、まずは地域の中でそういった連帯をつくって、そして子や孫が安心してここで住み続けたいなというふうな持続可能な地域社会を目指してまいりたいということで、長期総合計画に現福祉計画の部分を反映しながら、より膨らませていきたいということで守るもの、変えるもの、後世にさらに求めていくものということで、3つを福祉の関係では計画的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ここで町長にお伺いしたいことがございます。

後世に託すものについてなんですが、地元の基幹産業である造船、海運、農業、水産業がございしますが、この今の島内における造船界、従業員はどうですか。十分にこの地元の人間で賄っておりますか。おりません。50年前はよかったんです。地元で十分やっていた。今はどうですか。白水、垂水、大西フェリー、朝通勤時間帯すごいです。あれだけの職人さんが入ってきてるわけなんです。地元にはいません。

そうした中で、町長、どうやって残すんですか。

それと、安心して暮らせる、これはまだ年配の方は承知してないと思いますけれども、少子・高齢化が進む中で、高齢化が進む中で、何を根拠に医療に取り組みます、福祉に取り組みますと先ほど言われましたけれども、最近聞くところによりますと、町のほうからご相談に行かせていただきますという島内の医療施設からお声がありました。それは何ですかといいますと、看護師さんの件でっていうことなんです。それは、中身について私は聞きませんでしたけれども、うちの病院も看護師がおらんと、その中で町は、ほいじゃあどこから看護師を連れてくるんかねって。まず、島内に入院施設のある病院がございしますね。ああいう病院が十分に看護師が確保できたならば、島民がいかに安心できるか、ああよかったねと、さあと言うたら入院できるねと、まずそこに目が行きませんか。

大学とお話しすることもいいでしょう、しかし地元の医療施設を大事にするべきなんです。さあと言うたときには間に合いません。そのためにも、ぜひとも地元の医療施設を充実していただけるように、また話ができるように努力していただきたい。そうすれば年配も、ああ町長が動いてくれてるなど、さあと言うたらあっこへ入院できるなど思えるんです。それができますか、駄目ですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 要は、働くところということもあると思います。造船界のことについては、いわゆる船板の——船の上という意味ですけれども——そこで働くことに対しての厳しい仕事ということで、島内の方でそれよりは別の仕事をという形のような声も聞いております。

それは逆に言うと、その造船界の方とも話をしておりますけれども、職場環境というものを整えていく形が何かできないかなというご相談も受けたりはしております。

それよりもまず、いろいろな声はございます。その中で、今回福祉医療関係の人材を確保する、特に新規学卒者がこの島内に戻ってきてくれる、あるいは残ってくれるというこ

とで、町内の医療福祉の人材のために、就業を支援するために就業支援金、あるいは大学、専門学校に行ったときの奨学金、それを全部町が立て替えましょうと。限度額はございます。しかし、まずは出身者である中から、医療福祉のところから地元何とか目を向けていただけないでしょうかという仕組みを今回立ち上げさせていただいております。

なぜこんなことを言うかということ、実は中学校の評議員を昨年度10年間ぐらいやらせていただいたときに、商人体験をやったりとか、あるいは産業体験、商工会の協力を得て大崎福祉会のほうにお願いして、中学2年生が多数、職場体験を数日間ということで、必ず受けておりました。

そのときの子供たちの体験記、これが青海祭の文化祭でいつも張られておりました。その中で行った若者たちは、こんなに大変な仕事だけれども、やりがいがあるし、私たちがおじいちゃんおばあちゃんのためになるんだったら頑張ってみたいという声は七、八割の方が書いてくれてました。それを見て感じたところで、私は卓球部で教えてますから、あんたら本当に島へ残ってからそういう、やるのをやってみるかと言うと、即答はできないですけども、場合によったら考えてもというのは気持ちはあるんだよという言葉を実は何人かからいただいております。

そのこともあって、今回何かできることはないかということで、今の現状を見ると悲観的なことばかりが目につくかもしれません。しかし、可能性としては子供たちが思ってる部分をきっちり反映してやれることから、一つでもいいからやっていきたいということです。

それとあと、子供たちに限らず、業界の例えば造船、船舶、この両方の方々と協議会を交えたり、またいろいろ視察も含めて勉強をしながらお話をする中で、やはり日本人としての、特に内航船については日本人でなければ船は操作できないと、そういうこともあって商船、あるいは造船のほうも工業があったらよかったのにねというような声をその方々はしておられます。

それに何が応えられるかということで、今は商船の商船学科の者に、とにかく国内で頑張ってもらいたい、我が大崎上島に貢献してもらいたいということを、学校でも卒業式では哀願をしてということもやったりしております。

その中で、できることというのは限られてますけれども、医療の面についたら安芸津病院が、この場で言っていないかどうか分かりませんが、広島病院と安芸津病院という県立病院があります。広島病院は、例のごとく大々的に要するに世界の医療を目指すよう

な拠点病院で、安芸津病院は中山間地域を川尻、安浦、竹原、安芸津、大崎上島を所管とする中核病院として存続をさせていきたいというふうに、県知事、また担当部局長は申ししております。

その中で、じゃあ安芸津病院の拡充をしていくという意味で、この大崎、これをどのような位置づけでどういう体制で考えていくかということ、これから一緒に相談をさせてくれるというのが県の部局の思いでございます。

そういうふうな形で、町単独ではかなり難しいことも、国、県、あるいは民間の力を借りながら、できることからやっていきながら、かつ雇用の面では島の企業体がこういう人材が欲しいというリストアップをして、全国のIターンの方のところへいろんな資料を持っていくだけではなく、国の事業として中山間地域対策ということで町と企業が連携をして、その企業の必要な人を、出資か会費かは分かりませんが、そういう形を出して雇用の仕組みをもう一度考えてみよう。一度町としてもトライをしたいと思います。しかし、今現在動いているのは神石高原町、これが動き出しています。

大崎上島も、少ないそういった人材を企業体の皆さんが人材不足だと皆さんおっしゃってます。これは全国どこでもです。それを少しでもできるような仕組みをつくっていくということも考えていこうと思ってます。

ということで、現実是非常に厳しい現実を目の当たりにするという上青木議員のお言葉はごもつともだと思います。しかし、それだからこそ何か糸口を見つけ、連携を取っていただける方もぜひ力になっていただきながら、何よりも地元の企業、あるいは住民皆がそういう気持ちになって物事を諦めずにやっていくというスタートラインに、長期総合計画で皆さんの頑張ろう、結集しようという気持ちになっていただくというふうになれる方策を何とか持っていききたいというふうに考えているところです。

長くなってしまいましたけれども、上青木議員の意に沿っているかどうかは、またいろいろとお知恵をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 町長の言われるのは、机の上だけなんです。コロナ禍で看護師さんがどのくらい離職されたと思いますか。辞めた者は帰ってきません。ずっと待ってるわけにいかんです。この島内でもそうじゃないですか。人間不足、まず食事をつくってくれる人がいない、ほいじゃ入院施設は駄目じゃなと、ほんなら看護師さんは要らんなどいうんで、かなり的人数、看護師さんは辞められました。辞めた方は帰ってきません。来て

くれっていつ言ってくれるか分かりません。それと一緒にです。

机の上だったら、いつかは結果が出るでしょう。絵を描くわけですから。しかし、人間待つわけにいきません。命があるんです。私がこれはできるのかなど、金をちらつかせて、さあ何やら支援、かんやら支援と、支援すればいいっていうものじゃないんです。看護師資格を取ったら、さあ幾ら出しましょう、栄養士の資格があったらこれだけ出しましょうって。魅力があったら残りますよ、来ますよ。来ましたか、残りましたか。そうじゃないからいないんでしょう、看護師さんにしたって栄養士さんにしたって。魅力がないんです。迫力がないんです、町に。

それは何かというと、前町長から言うことは言うんです。実行に移さない。実行に移せば結果は後から来るんです。ぜひとも谷川町長、実行してください。結果は必ず出ます。それが納得できる結果を出してください。こんなやりました、こんな出ました、それは駄目です。ぜひともいろいろなところで演説されて、忘れてはないと思います。ぜひともあなたが発した言葉を約束してください、町民と。お願いします。

簡単ですけども、これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

続けて、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） よろしく申し上げます。

私で最後になりますので、またしばらくお付き合いよろしくお願いいいたします。

今回、私のほうで質問なんですけど、町有地の管理というところで質問させていただきます。あと施政方針というところで、2問質問させていただきます。

まず、町有地の管理というところで、これは旧大崎町時代なんですけど、その大崎町時代にリゾート開発ということで大串の堤防、あとそのそばにある悪水、両方2つに分かれてる悪水なんですけど、これを大崎上島町がリゾート開発ということで購入されたっていうことで、これはもう町有地ということでよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 町有地で間違いございません。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） この町有地、堤防も町の持ち物ということなんですけど、この堤防、海側にある栈橋がついてる堤防、今どのような状態になっているか確認されたことは

ありますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 進藤議員の質問にお答えいたします。

町有地の堤防の確認ということでございますけれども、過去平成26年頃、ちょっと前後1年ぐらいあると思うんですけど、26年頃に堤防の傷み具合の調査をしております。

○6番（進藤雅通君） 調査はされているということな……。

○議長（信谷俊樹君） 手を挙げて。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ですけど、26年に調査されとるということですけど、今あそこは僕もよく歩くんですけど、コンクリートがもう剥がれて傷みが激しいです。これは町長も確認されたかどうか分からないんですけど、波の侵食ですごく痛んでおります。

今現在の道路、堤防の上に道路があるんですけど、あれは今から20年、二十数年前、たしか地震でちょっとあそこがひび割れたとか、そういったことで修理補強ということで今の道路幅になっていると思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大串の堤防については、安全性を考えて現在も堤防動態観測業務を業者に委託して毎年実施しております。これは議員もご存じだと思います。今のところ、特に異常な変異が見られません。護岸の表面が割れて沈下している箇所があることも我々把握できております。

しかしながら、海側に土が露出している箇所はなくて、平成9年から道路改良事業により堤内側の腹つけ盛土を行い、堤防厚を2倍以上に拡幅しております。そして、上面は舗装で覆われていますので、海からの越波により堤防が危険な状態になったことはございません。

それから、堤防の管理についてちょっとお話をいたしますと、これは次の質問じゃね、今後の管理については、議員から質問があればまたお答えしたいと考えております。

○6番（進藤雅通君） じゃあ、すいませんけど、今後の管理はどうされていくのか。

堤防、つくったものはいつかまた壊れます。もう耐用年数というのは、これが何十年、何十年後かっていうことにもなってくると思うんですけど、今のところ問題はないということなんですが、このままあの堤防を町で管理していくことは可能でしょうか。修理となると多額な費用がかかるということもありますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 堤防の管理という意味で、先ほども言いましたけれども、平成26年頃に堤防の調査を実施しております。その調査の結果をもって、町から県に対して堤防護岸を県のほうへ移管できないかという相談をしたことがございます。そのときの県の回答は、護岸の傷んでいる箇所がある場合は、修繕した後に検討するとの回答であったと記憶しております。このことから、県に返還を依頼する場合には、護岸の修繕が必要であるとも考えられます。

ですから、多額の費用がかかるということから、今後は動態観測業務を継続して堤防の状況を把握するとともに、また時期を見て県と協議を進めることも検討してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 県のほうも護岸の修理をしていただければ返してもいいっていう、もともとこの海岸線の管理っていうのは国、県が担当をするところでもありますけど、あのまま町がずっと管理をしていくっていうことは、この先もあの堤防が何十年もつかどうか、それは今は分からんかもしれんですけども、傷んだ際、修理はしようと思うかどうか、修理はしなきゃいけないんでしょうけど、傷みが激しくなれば。その辺で、今後どういった状況になれば、計画とかあれば教えていただきたいのと、僕自身はあれをずっと持つとっても特に意味がないような、もともと国、県が管理するものを町が買うたものですけれども、修理すれば返していただいても大丈夫ですっていうことであれば返してもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県へ堤防を返還したいという旨で、26年に相談に伺ったところです。県の意向としては、すぐにお金がかかるものは受け取れないので、修理をしてくださいという中で、当時最小限で試算しております。その最小限の当時の工事金額で1億2,000万円ぐらいかかる、これをもって県が受け取るかっていわれると、まだそこまで細かい話はできておりませんでしたので分かりません。今の時代、工事費も上がっております。

再度試算をして修繕をして返すほうがいいのか、今のところ堤防は安定しておりますので、沈下も収まってきておりますので、このまま大きいお金をかけずに町が持つておくというのも一つの案だと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 今のところは持つといたほうがいいのか、うちのほうで管理をするってことですけど、ただ県のほうに返還するということも考えながら対応をしていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） それとあと、その堤防のすぐそばに水門があって入相の悪水があるんですけど、あそこの水門っていうのが前はそこの地権者の方々が交代で管理をしていたということです。

ただ、これは先ほどと同じように町が購入している町有地ということですけど、そのまま今のところ町が管理しとる悪水なんですけど、今はちょっと違う方なんですけど、1つの農業団体の方が管理しているんですけど、そのままやっているっていう、そういう状況についていかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 町内の悪水だまりを管理しているのは、水稲などの農業振興対策や豪雨災害対策のために管理していることから、町が主体となって管理しなければならないと考えています。

また、悪水の管理方法は、樋門やポンプ施設を利用し、組合や個人に委託管理していただいております。一部の農業団体が水門の管理をしているとの質問ですけれども、樋門やポンプ施設の管理は、委託契約を締結し、委託料を支払っていますが、水田の水を利用していることなどから、農業団体が負担金を支払っている場所も存在しております。

悪水だまりを管理するのは、町が主体となっていかなければならないことから、委託金の割合についても今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 今後検討していつてくれるということなので、またよろしくお願いします。

続いて、町長の施政方針のことですけど、この施政方針の中で町長が、医療福祉分野についての賃上げ（処遇改善）、ちょっと前後の文章を抜いてしもうとるので、ここしか抜いてないので、ちょっと語弊があるかもしれませんが、これは施政方針の中で言われているんですけど、町が賃上げのほうも検討するというか、何らかの支援をすとかということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 進藤議員の質問にお答えします。

令和6年度の政府予算では、経済の好循環の起点となる賃上げの実現に向け、物価に負けない賃上げの実現として、医療福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、公的価格の在り方の見直しと現場で働く幅広い方々の処遇改善に構造的につながる仕組みの構築を図っています。

また、こども未来戦略に基づく加速化プランにおいて、保育士のさらなる処遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引上げを実施しております。

こうした国の重点施策を補完するために福祉課では、令和6年度当初予算に大崎上島町医療及び福祉従事者奨学金返還支援事業として、医療及び福祉の安定的な担い手の確保と若年層の経済的負担の軽減を図るために要する経費を計上し、また大崎上島町介護資格取得及び資格更新支援金支給事業では、介護サービスの安定供給を図るために、介護資格の取得や更新を行った方々への支援を行う予定としております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 分かりました。

先ほど言われたように、資格取得だとか更新とか就職支度金ということも上がられてまじったけど、ただ結構介護職っていうか、介護職の離職率っていうのが高いのは給料が安いから、まず仕事もきついかとということもあるんですけど、ただ現場で働く介護職だけでなく調理をする方とか清掃業務だとか事務員もいます。そういう方々がいるからこそ、施設の仕事が成り立っていくところもあります。

介護職だけがそれに給料が安いわけじゃなくて、ほかの一般の職種の方々も、どれくらいもらってるか実際は分からないですけど、あまり、この島の中の給料ですので大体分かるんですけど、そこまで本土と島の基本給っていうか、ちょっと差があると思うんですけど、ほかの職種の方々にもちょっと目を向けて支援をしてあげたらいいんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） それとあと、定住促進住宅建設事業というのがありますが、新たに定住促進住宅をつくっていくんですけど、ここに入っていく入居者っていうのは、一応見込みがあるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 進藤議員の質問にお答えします。

平成21年度から令和5年度までの15年間に移住された方は、113世帯191人となっています。

移住を希望している方に空き家バンクを紹介していますが、希望どおりの空き家がないことが多い。定住促進住宅が建設されることにより選択肢が増えてくることは、移住者にとってもよいことだと考えています。

また、近年の移住相談件数が増えていることから、新たな定住促進住宅を希望される方は増えると考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

定住促進住宅をつくって新しい住民が増えるというのはいいことですので、やってもらいたいんですけど、ただそこに住まわれる方が不便じゃないようにちゃんとつくっていただきたいという思いがあります。

中には、廊下って書いてあるスイッチを押すと階段の電気がつくとか、ちょっとしたことなんですけど、何じゃこりゃっていう。こがんとこへ入ってしもうたという人もおります。中には、駐車場がもう水浸しで、車から降りると足元がもうぬれてしまう、水はけが悪いか、まだそれとか消防施設の自火報、これが誤作動で鳴ってしまう、夜中にでも鳴ってしまうとかという問題がやっぱり出ていますので、今度つくるときはそういった不備がないような、住むんでも心配しなくても住めるような定住促進のほうをつくっていただきたいと思います。

それと、ちょっとこれは質問なんですけど、大串の定住促進、外灯がやけに明る過ぎるんですけど、あれは何であんだけ明るくしなきゃいけなかったのかっていうのをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大串の定住促進住宅の外灯が明るいということなんですけれども、この外灯については基準があつてつくったものではありません。当時この設計をする中で、新しい住宅を集合的にいっぱい建てるという中で、コンセプトがありまして、その中で外灯も、数も不足がないようにという意味で設置いたしております。

その前の段階で、島内で暗いところが多いというのが一つの意見としてありましたので、そこに配慮をしておくと記憶しております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

いわゆるデザイン性の問題ということですかね、環境とかを考えて。ただ、あれは明る過ぎます。僕も夜、出来上がったときに夜仕事から帰ってくるときは、あそこだけもうこうこうと真っ昼間のような感じでしたので、また注意してつくってください。

続けていいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） いいですよ。もう時間がないので。

○6番（進藤雅通君） それとあと、危機管理、防災対策で災害対策費をつけ、自主防災づくりの支援、避難訓練等に係る費用の補助をされると言われておりますが、この避難訓練に関わるときって割と消防署とか警察とかそういったところの連絡調整が結構手間がかかると言うんですけど、これを区の自主防災の方々でやっていくっていうのはちょっとしんどいんじゃないかと思うんですけど、その辺の支援とかは町のほうでしてくれるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 進藤議員の、施政方針におけます危機管理、防災対策についての質問にお答えいたします。

まず、関係機関との連絡調整についてですけれども、現在、町が自主防災組織から訓練や研修で取り組みたい内容を聞き取りまして、必要な関係機関、先ほどおっしゃった消防とか、警察はあまり今まで出たことはないんですけども、県とか県の消防保安課とか自主防災アドバイザーとかという方がいらっしゃるんですけども、そういった方、また町のほかの部署等の調整を町が行っております。

次に、避難訓練を行うまでの方法についてですけれども、町が支援して訓練等を行う場合では、大崎上島町避難の呼びかけ体制構築支援事業として、まず自主防災組織の役員の方に向けた研修を、次に地区の住民の方に向けた研修を、最後に避難訓練とそれに伴う反省会の3段階で行っております。

効果的な避難訓練の実施及び補助金交付対象とするために、本年までに訓練を実施した3地区の自主防災組織の避難の呼びかけ体制構築は、この方法によりまして実施しております。

引き続き、自主防災組織の立ち上げへの支援、推進及び避難訓練、防災研修等の開催や継続実施に向けまして、地区への働きかけを継続し、もって町単位での避難訓練につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 町も協力してやってくれるということによろしいですか。

○総務課長（山本秀樹君） はい。

○6番（進藤雅通君） 避難訓練をやっているとやらないとでは、また実際災害が起きたときの動きとかというのも大切になってきますので、ぜひやっていただきたいと思えます。

これで、じゃあ終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

4時から開催いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第1号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第1号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年2月19日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和5年11月8日に大崎上島町明石2611番地の4地先路上において、職員が公用車を運転中、県道を右折しようとしたところ、仮設道に進入しようとした相手方の車両に接触して損傷させたため、その修理費21万6,316円を損害賠償額として示

談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第2号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第2号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年2月21日付で損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和6年1月15日に職員が現場移動中の大崎上島町明石1909番地の3付近の町道岡部橋線において、右折した町道明石原田線方面に行くつもりが通過してしまい、停止し後進したところ後続車に接触し、相手方車両の前方バンパーなどを損傷させたため、その修理費19万8,000円を損害賠償額として示談処理を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、石本五十鈴氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

石本氏は、令和6年6月30日で現任期が満了となりますが、人格識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神をもって地域社会に密着した人権擁護活動をされておりますので、引き続き候補者として推薦するものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案者を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案者を適任とすることに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第2号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第2号損害賠償の額の決定及び和解について提案説明を申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、令和5年10月27日に中野4100番地の4地先路上において、職員が公用車を運転中、駐車場から県道に進入しようとした際、前方の注意を怠ったため走行中の相手方所有の車両に追突して損傷させたもので、車両の修理等に要する費用33万5,758円を損害賠償額として相手方に支払うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第2号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第3号広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第3号広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、漁港漁場整備法の法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改められることから所要の変更を行うものでございます。

変更の内容は、広島県と大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の第1条第2号中、漁港漁場整備法を漁港及び漁港の整備等に関する法律に改めるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号広島県と豊田郡大崎上島町との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第4号大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第4号大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行を踏まえ、大崎上島町議会議員選挙及び大崎上島町長選挙における公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正理由ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、近年における物価の変動を鑑み、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、第4条で規定する選挙運動用自動車の使用の公費負担額について、1日の車両代の限度額を1万5,800円から1万6,100円に、1日の燃料代の限度額を7,560円から7,700円に引き上げることにより、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額の上限を日額3万5,860円から3万6,300円に引き上げ、第8条で規定する選挙運動用ビラの作成の公費負担額については、ビラ作成業者に支払うべき金額のうち、契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げ、第11条で規定する選挙運動用ポスターの作成の公費負担については、ポスター作成業者に支払うべき

金額のうち、契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額を525円6銭から541円31銭に引き上げるとともに、単価限度額算定に加える加算額について10万3,500円から10万5,417円に引き上げることに関し所要の改正を行うものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第5号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第5号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当に関

し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日は令和6年4月1日としております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し所要の改正を行うものです。

会計年度職員に対する勤勉手当の支給対象者としては、任用期間が6月以上のフルタイム会計年度任用職員及び任用期間が6月以上で週20時間以上勤務のパートタイム会計年度任用職員で、支給額及び支給方法につきましては一般職に準ずることといたしております。

また、附則において、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるため、大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の改正も行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第6号大崎上島町コミュニティ集会所条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第6号大崎上島町コミュニティ集会所条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、公の施設の位置について、施設の移転、地籍調査による地番変更等が行われているため、改正が必要となる関係条例を一括し整備条例として改正するものです。

改正内容は、整備条例第1条において大崎上島町コミュニティ集会所条例に規定する4施設の位置について、同第2条において大崎上島町老人集会所条例に規定する7施設の位置について、同第3条において大崎上島町大串キャンプ場条例に規定する1施設の位置について、同第4条において大崎上島町公民館条例に規定する1施設の位置について改正を行い、規定を整備するものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これは大崎上島町老人集会所条例のところ、山尻老人集会所についても変更がなされるようなんですけども、この今現在の集会所はもうできて10年からたつと思うんですけども、その間、番地の変更がされてなかったということですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

大変申し訳ないことなんですけども、つくったときに住所の変更をすべきものでしたけ

ども、そのときに住所の変更がなされてなかったものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今さらなんですけども、10年も放置されていたというのは本来あり得ないことだと思いますので、しっかり管理していただくようにお願いします。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号大崎上島町コミュニティ集会所条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

本日の会議はこれにて延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

13日9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

午後4時20分 延会